

令和2年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和2年12月18日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 同意第 3号 公平委員会委員の選任について

第 3 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 4 同意第 5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

第 5 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

第 6 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

第 7 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

第 8 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

第 9 同意第 10号 農業委員会委員の任命について

第10 同意第 11号 農業委員会委員の任命について

第11 同意第 12号 農業委員会委員の任命について

第12 同意第 13号 農業委員会委員の任命について

第13 同意第 14号 農業委員会委員の任命について

第14 同意第 15号 農業委員会委員の任命について

第15 同意第 16号 農業委員会委員の任命について

第16 同意第 17号 農業委員会委員の任命について

第17 同意第 18号 農業委員会委員の任命について

第18 同意第 19号 農業委員会委員の任命について

第19 同意第 20号 農業委員会委員の任命について

第20 同意第 21号 農業委員会委員の任命について

第21 同意第 22号 農業委員会委員の任命について

第22 同意第 23号 農業委員会委員の任命について

第23 同意第 24号 農業委員会委員の任命について

第24 議案第 85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の制定について

- 第25 議案第 86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定について
- 第26 議案第 87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について
- 第27 議案第 88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第28 議案第 89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第 90号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第 91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第 92号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第32 議案第 93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第33 議案第 94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について
- 第34 議案第 95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）
- 第35 議案第 96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第36 議案第 97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第37 議案第 98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第38 議案第 99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第39 議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第41 議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第43 議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について
- 第44 発委第 7号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 已 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10番 山 下 靖 夫 君
- 11番 東 まさ子 君
- 12番 山 田 均 君
- 13番 谷 山 眞 智 子 君
- 14番 篠 塚 信 太 郎 君
- 15番 森 田 幸 子 君
- 16番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

- 7 番 鈴 木 利 明 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（17名）

- 町 長 太 田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊 明 君
- 参 事 中 尾 達 也 君
- 参 事 山 森 英 二 君
- 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
- 総 務 課 長 長 澤 誠 君
- 住 民 課 長 久 木 寿 一 君

保健福祉課長	岡本明美君
こども未来課長	木南哲也君
医療政策課長	中川豊君
農林振興課長	大西義弘君
にぎわい創生課長	栗林英治君
上下水道課長	山内善博君
会計管理者	十倉隆英君
瑞穂支所長	上林太志君
教 育 長	樹山静雄君
教 育 次 長	堂本光浩君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田正則
書 記	山口知哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、扉の一部と窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。あわせて、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日、鈴木議員から欠席届が提出されておりますので、受理いたしました。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本会期中において、各常任委員会が開催され、提出議案の審査及び所管の事業について協議されました。

12月15日、新庁舎特別委員会が開催され、議案審議が行われました。

12月16日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

12月15日及び16日に全員協議会が開催されました。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、同意第3号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第3号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 町長に1件お尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、公平委員の選任ということで提案になっております。教育委員については、女性が登用されたりしておるわけですけども、ほかの町の特別職に当たります委員について女性の比率が非常に少ないと思います。いろんな分野への女性の登用が求められていると思うんですけども、本町においては、女性の登用についてどのような考え方を持っておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 女性につきましても、様々な役職についていただくということで、積極的に登用もしていく必要があるかと考えております。今回につきましては、こういう形になっておりますが、女性の登用についても今後積極的に登用はしてまいりたいというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） いろんな分野で登用ということなんですけども、今回の場合にはそういう検討はされたのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 男女ということではなくて、ふさわしい人を選考させていただいたということであります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 男性女性ということではなしに適任ということですけども、やっぱりこれまでの経過の中で、女性の登用というのはなかなか議論の中に入っていったかどうか分かりませんが、今後どうのように考えていくか、そういう意識をもってしっかり取り組んでいく必要があると思います。人口の半分は女性でございますし、いろんな分野で全国的には活躍もされております。本町においても、やっぱりそういう取組を積極的に意識を持ってやるべきだと思うんですけども、考え方について見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町がお願いをする委員等につきましては、それぞれふさわしい方を選考させていただくということで、その中であって女性の登用ということについても考えていきたいというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

同意第3号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は、同意することに決定いたしました。

《日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第4号を採決します。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は、同意することに決定いたしました。

《日程第4、同意第5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて》

○議長（梅原好範君） 日程第4、同意第5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 前回から選出方法が変わりまして、前回のときもちょっと気が付いてたんですが、今回、選任するに当たって同意第5号が出ましたので、1点だけお尋ねいたします。

資料の3ページ、第8条第7項に、市町村長は第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとあります。先ほどの質疑もありましたが、さきの任命の名簿を見てますと男性ばかりですし、前回のときも男性ばかりだと思って見てたんですが、この件について町長の見解をお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この農業委員につきましても、できる限り従来からの構成ではなしに、女性とか若い人の構成比を増やすようにということではいろんな働きかけもしておるところでありますけども、それぞれの地区からの推薦等もありまして、男性ばかりになってるということでもあります。考え方としては若い人、女性についても積極的に登用していきたいという考えであります。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 各地域から推薦していただくんですが、各地域の方もこういった法律は承知の上で推薦していただいていたのかどうか。今、事務局長が女性で活発に頑張っているようでありまして、また推進委員からすぐに農業委員会委員になることもハードルが高く、今、推進委員にも女性の方がおられるので、人材育成で頑張っていていきたいということも事務局長から直接お聞きしてるんですが、また町長も積極的に協力していただきたいと思います。お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） ただいま議員からございましたように、委員の任命に当たっては、年齢であつたり性別等に偏りが生じないように配慮をしなければならないとされております。この農業委員をお世話になるに当たりまして、7月、丹波、瑞穂、和知の区長会にもご説明させていただいたときにも、女性の方を積極的にご登用いただきたいこともご説明させていただいたところでございます。

それと、先ほどありましたように、農地利用最適化推進委員に今回2名の方がお世話になることとなっております。また、今後、この推進委員さんが農業委員として活躍をいただくことを期待させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今、農業委員会に関する法律の抜粋のところから質疑があったんですけども、私もそれに関わってお尋ねします。第9条にありますように、市町村長は、任命しようとするときは、省令で定めるところにより、農業者、農業者が組織する団体その他関係者に対して候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないということになっております。本町の場合は19名なんですけども、これまでは定数内であったということなんですけども、どういう形で募集をして、どういう基準を持って選考をするのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 委員の任命についてでございますけども、ご承知のように、推薦なり公募の期間を9月1日から9月30日ということで募集をさせていただいたところでございます。その後、補足説明等でも申し上げましたけども、推薦であったり立候補ということで合計20名あったということで、それを受けまして、京丹波町農業委員候補者評価委員会を開催いたしまして、19名の方を選ばせていただいたということでございます。その中には、住所地の要件であったり、認定農業者等の区分であったり、農業経営の規模なり、そうした役職の経歴等、また、年齢、性別であったり、地域の偏りが無いこと、そして利害関係のない委員が含まれているかというあたりも考慮をさせていただいたところでございます。その中でも、特に身近で相談しやすく、地域の農地を把握されておりまして、そして農地利用最適化推進委員等の連携が図られるようということで、この農地利用最適化推進委員の担当地域を基本といたしまして、その地域から複数の方を推薦いただいているところにつきまして、地域の推薦状況であったり年齢等の偏り等々の解消等を総合的に勘案させていただいて、選定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 地域に偏りが無いとか推薦の状況ということでございますけども、募集要項を見ておりましたら19名としかなくなっておりません。今、要件としては、もちろん農業者であったり、それぞれ推薦とか公募となっておるわけでございますけど、今言われたように地域性とか、それぞれの団体の推薦とか、そのようなことを選考基準の主要な部分といたしますか優先する基準ということであれば、そういう内容を応募の規定の中にしっかり示して推薦とか公募を求めるといったことが本来あるべき姿ではないかと思っております。農業委員会

等に関する法律施行規則第5条2項で、市町村長は、推薦を受けた者及び応募した者の数が委員の定数を超えた場合、必要と認める場合には、任命に当たっては、関係者からの意見の聴取その他当該任命の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるということになっております。今言われるように地域性とか、偏りがないようにするとか、そういう推薦をとということであれば、そういうことを明確にして公募をすることが必要ではないかと思うんですけども、実際、そういうことになりますと、それぞれの地域の区長会等の推薦がどうしても優先になると思うんです。今もありましたように、女性の登用というのなかなか今の状況の枠の中では難しいわけで、以前は議会推薦などで女性が推薦されることが多かったわけですが、実際、状況を見ていると、なかなかそういう登用というのは難しい。地域から推薦がないとできないということになります。その辺はどのように今後考えていくのかと思います。地域の推薦がなかったら、若い農業者が委員として活動したいということであってもなかなか任命されないということが起こるわけなので、もう少し透明性を明らかにして公平性を期すということも必要かと思うんですけども、その辺についてどういう基準をもってやられたのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） まず、透明性については、先ほど評価委員会を開催させていただいたということを申し上げましたけども、その評価委員会の中にアドバイザーということで京都府農業会議の事務局長にも出席をいただきまして、ご助言等をいただいたところでございます。

それと、女性の登用等につきましても、先ほど森田議員のところでも申し上げましたけども、説明会等で女性の推薦についてもお願いできたらということをお願いをさせていただいたところでございます。その中で、女性を推薦するということでご尽力をいただいた地域もあるとお聞きしておるところでございますけども、なかなかご承諾がいただけなかったというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 公平性を期すために農業会議の事務局長にも参加してもらったということかもしれませんが、20名の応募で1名オーバーしておったわけですから、19名は推薦して1名はしないということになるので、その1名の方本人が何で任命されたかというのが分かるということが透明性であり公平性を期すということです。これについては、当事者が分かるような仕組みになっておるのかどうか伺っておきたいと思います。任命の過程が

どうであったのかを知る権利もあるし、しっかり分かるようにすべきだと思います。推薦、それから個人の応募とあるんですけども、選考の仕方はどのようになっているのか。何かの基準で、それぞれの項目ごとに点数で出るようなことになっておるのか。そうであれば、点数で見るというのはおかしいけども、入札のようにこの方は90点であった、この方は80点であったと、明確になるようにすべきと思うんですけども、その辺はどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） そのあたりに関しても、それぞれ評価をさせていただいたところでございますし、個別案件になりますので詳しいことは申し上げられませんが、地域性の考慮と、また年齢等の偏りが生じないようにというあたりを十分配慮をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

同意第5号 京丹波町農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、同意することに決定しました。

《日程第5、同意第6号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、同意第6号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。

○12番（山田 均君） 議長。

○議長（梅原好範君） 採決中ですが。

○12番（山田 均君） まだ採決前ですね。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 採決に入る前に一言申し上げておきたいと思います。

私は、今回提案されております19名の方の任命に反対するものではありませんが、先ほど来の質疑、答弁の中で任命の過程、公平性及び透明性を確保することが不十分であるということ指摘するものであります。地域性とか、年齢とか、そういうものを選考の基準にするとなれば、応募規定の中にそういうものをしっかり明記して募集すべきだというように私は思います。そういう意味で、私はこの採決に加わらず退席をいたします。

○議長（梅原好範君） 退席の許可はしません。

これより、同意第6号を採決します。

同意第6号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、同意することに決定いたしました。

《日程第6、同意第7号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、同意第7号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより、同意第7号を採決します。

同意第7号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

《日程第7、同意第8号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、同意第8号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。

同意第8号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定しました。

《日程第8、同意第9号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、同意第9号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第9号を採決します。

同意第9号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は、同意することに決定いたしました。

《日程第9、同意第10号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、同意第10号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第10号を採決します。

同意第10号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第10号は、同意することに決定いたしました。

《日程第10、同意第11号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、同意第11号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第11号を採決します。

同意第11号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第11号は、同意することに決定いたしました。

《日程第11、同意第12号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第12号を採決します。

同意第12号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第12号は、同意することに決定いたしました。

《日程第12、同意第13号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第12、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第13号を採決します。

同意第13号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第13号は、同意することに決定しました。

《日程第13、同意第14号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程13、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第14号を採決します。

同意第14号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第14号は、同意することに決定いたしました。

《日程第14、同意第15号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第14、同意第15号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第15号を採決します。

同意第15号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第15号は、同意することに決定いたしました。

《日程第15、同意第16号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第15、同意第16号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第16号を採決します。

同意第16号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第16号は、同意することに決定しました。

《日程第16、同意第17号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第16、同意第17号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第17号を採決します。

同意第17号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第17号は、同意することに決定いたしました。

《日程第17、同意第18号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、同意第18号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第18号を採決します。

同意第18号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第18号は、同意することに決定いたしました。

《日程第18、同意第19号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、同意第19号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第19号を採決します。

同意第19号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第19号は、同意することに決定いたしました。

《日程第19、同意第20号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第19、同意第20号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第20号を採決します。

同意第20号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第20号は、同意することに決定いたしました。

《日程第20、同意第21号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第20、同意第21号 農業委員会委員の任命についてを議題と

します。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第21号を採決します。

同意第21号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第21号は、同意することに決定いたしました。

《日程第21、同意第22号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程第21、同意第22号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第22号を採決します。

同意第22号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、同意第22号は、同意することに決定いたしました。

《日程第22、同意第23号 農業委員会委員の任命について》

○議長(梅原好範君) 日程22、同意第23号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第23号を採決します。

同意第23号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第23号は、同意することに決定いたしました。

《日程第23、同意第24号 農業委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 日程第23、同意第24号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第24号を採決します。

同意第24号 農業委員会委員の任命について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第24号は、同意することに決定いたしました。

《日程第24、議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第24、議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 今回の条例制定は、公職選挙法の改正によって自家用自動車、ビラ

作成、ポスター作成などに公費負担を定めるものでありますが、これとセットで供託金制度が導入され、15万円とされております。今回の選挙の公費負担については、選挙に出やすい環境をつくるという観点から改正がされておりますけれども、供託金制度の導入は、選挙に出るときにおける新たなハードルを設けているのではないかと思いますけれども、供託金制度について町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） これは、今回、選挙に出やすいようにということで公費負担で選挙カー等の費用が支給されるということでありまして、こういった支給があります以上、一方では、供託金という形で一定のバランスを取る必要があるかと考えるところであります。支給だけありますと、やはりバランスを欠くというようなことで供託金制度は設けられたのではないかとこのように推察をしております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） ビラのことではちょっとお聞きをしたいんですけど、町長は5,000枚、町議会議員は1,600枚となっているんですが、この限度というのは公費負担の限度であるのか。それとも発行できるということですか。折り込み等に入れる場合に枚数の制限の数字なのか。どちらなのかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまありましたように、町長が5,000枚、町議選が1,600枚と設定されておまして、国のほうで決められた枚数でございます。上限が町議でありますと1,600枚を上限として単価が7円51銭ということで、その枚数掛ける単価の分が公費負担ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 公費負担のことは分かってるんですけど、例えば町長が1万枚刷って5,000枚は自己負担にすれば、それでいいということなんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 公費負担の考え方といたしまして、単価があくまで7円51銭と設定されております。実際は1万枚印刷されても5,000枚が限度ということで、5,000枚掛ける7円51銭が公費負担となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど公費負担制度を導入することとのバランスの関係で供託金制度もという答弁でありましたけれども、ある一定得票を得なければ公費負担の分も得られませんし、また供託金も没収されるということです。この公費負担制度によって、本当に意欲のある方が出るということにならなくてはなりませんけれども、やはり大きな負担をセットで導入するということになり、バランスと言われましたけれども、没収されたり、この公費負担制度が利用できないということにもつながるので、これはやはり成り手不足の今の時点において、逆行している制度の導入ではないかと思えますけれども、改めてもう1回聞いておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） そもそも選挙制度において供託金が導入されており、町長でありましたら50万円、市長・市議会議員でも別々にそれぞれ定められた金額がありまして、これについては、一定数の得票がなければ没収されるということも決まっておるわけで、乱立等を防ぐというような意味合いもあるのかというふうに考えております。今回、そもそも供託金の制度がなかった町村議会議員について、そういった制度が設けられたということで、一方では、公費によりまして、選挙カーやポスターやビラの費用が助成されるということで、選挙の費用の一部が補填をされるわけでありますので、当然、それだけであれば著しくバランスを欠くということになるかと思えますので、供託金とセットでされたものということです。選挙カーについてもいろんなやり方によりまして、供託金以上にそれぞれに公費で負担がされるということで、そこはバランスで考えられた政策だというふうに推察するところがあります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今、東議員の答弁で、供託金を納めるということでいろんな費用が公費負担ということでございましたけれども、告示のときに届出さえきちんとして、立候補の意思の必要な手続をすれば、自動車で選挙運動で回るとか、ポスターを貼るとか、ビラを出すとか、これは別にしなくてもいいわけです。そういう面から言えば、15万円の供託金は何もしなくても払わなければいけないので、今のバランスという問題は少し違うのではないかと思います。昔の場合でしたら、候補者によっては選挙運動をせずにとり方もありました。実際、東京都知事なんかでも選挙運動をしないということもございましたし、バランスという問題はおかしいのではないかと思うので、その辺の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 中には選挙運動を全くされないという方もいらっしゃるかもしれませんが、供託金自体も必ず没収されるものではなく、一定数の得票があれば返還されるものでありますので、その辺のバランスを著しく欠いているということにはならないかというふうにと考えるとあります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、賛成の討論を行います。

この条例制定は、公職選挙法の改正に伴い町議会議員選挙及び町長選挙について選挙の公費負担制度を導入するための条例制定であります。お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図る観点から、選挙運動の費用を公費負担する制度を導入するものであり、公職選挙法においては、各地方公共団体が条例に基づいて一定の選挙運動の費用を公費負担する制度を設けることができると規定しています。令和2年法改正により町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙の公費負担制度を条例で定めることとなりました。法改正の概要は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について条例による公費負担の対象とすること。

また、今回の法改正で、町村議会議員選挙に供託金制度が導入され、15万円とされました。今回の条例制定は、公職選挙法で規定しています自家用車使用、ビラ作成、ポスター作成の公費負担を定めるものであり、賛成するものであります。

しかし、公職選挙法改正でこれまでなかった供託金制度導入が公費負担制度とセットで決まりました。成り手不足が深刻で立候補に係る環境の改善のための改正としながら、供託金制度の導入は立候補するのに新たなハードルを設けることになり、全く矛盾していることを指摘をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。

議案第85号 京丹波町議会議員及び京丹波町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第25、議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 条例制定以前に設置された太陽光発電施設の対応が既に手遅れになっているところもあります。このような場合にどのように対処を考えておられますか。

また、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例があります。平成17年10月11日にできています。その中で、第24条、工場等の設置または変更しようとする者は、町長の許可を受けなければならないとなっています。太陽光発電施設は電気生産工場と考えることができますが、新しい京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定前にできているこの条例を適用するということは考えておられませんか。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず1点目の条例施行時点で、それまでに設置工事が行われたものに対しての対応でございますが、条例案では、附則で経過措置としまして第2項以降、適用させるものと適用させないものをそこで整理をさせていただいております。施行前に設置されたものにつきましては、遡って設置に関してどうこうということは、通常、それに対しての規制をしたりすることはできませんので、設置後の事業運営に係る分について、例えば維持管理等のものについてこの条例を適用させていくということにいたします。

それから、京丹波町民の安全で快適な環境を保全する条例の適用につきましても、遑っての適用はせずに、今提案しております条例に基づいて対応をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 委員会でも第18条の相当の期限についてお聞きしてたんですが、想定外の事故とか従わないことなどもあるかとは思いますが、やはり最長の期限ぐらいはきちんと決めておくほうがいいのではないかと。でなかったら、そうした期限が無制限に長引いてくるということもあるかと思ひますし、期限の設定をしておく必要があるのではないかとと思ひますが、その点お聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） この条例に従って設置をしていただくわけですけども、その中で不適切な案件がございましたら、それに対しての指導、助言、勧告、そしてさらに従わないときは、事業者に対して相当の期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができるということで規定をさせていただいております。例えばこれは再エネ特措法のほうでも定められておるんですけども、太陽光発電設備の周りにはフェンスを設けるということになっておりますが、それが仮になかった場合、それにつきましては、今日、明日中にという設定は無理でございますので、その事業区域の広さを見て、設置するにはこれぐらいの期間が必要であろうということ判断しまして、例えば1か月以内ですとか2か月以内に設置することを命ずるということになります。

上限を設けてということでご質問なんですけども、上限を設けるよりも、必要な措置をいかにしてもらえるかということが大事になりますので、それに対応する日というのは、それなりの期限を設けさせていただくということになります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 今の説明で大体は分かるんですが、最長の期限だけでも設けることで相手方にも急いでしていただくということは大事ではないかと思ひます。相手方の広さの規模等も考えてということですが、この条例が制定されれば、このような設備を設けるということはちゃんと相手方は分かっているんで、それができていないということは著しくこの条例に反しているということになりますので、やっぱり期限はある程度設けるのが大事ではないかと思ひますが、再度お聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） すぐに対応できるものについては、短い期限で命ずることになりますし、やはりその措置をしっかりとやってもらうためには、一定の期間も必要な場合があります。それに応じて期限を設定させていただいて、しっかりと措置してもらえるように対応をしていくということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 既に設置されてる施設について、今から2年か2年半ほど前に周りの安全を図るための柵をするということと、それから設置者の氏名とか規模とかを表示した看板を貼らなければならないという通達があったと思います。

そこでお聞きしたいんですが、今の話と関連するんですけど、これからのものについては、当然そのことをしなければならないと思うのが1つ。それと、ちょっと私の勘違いかも分かりませんが、この条例の発端になったのは和田地内の施設で、それについては柵はしてあるけども、設置者の氏名や住所、規模等の掲示がないということなんです。京丹波町の中にある、私が調べた限りでも、私の近所でも2件ほど、柵はあるけども標示がしてないというのがあるんです。やはりこれはちゃんと経済産業省かどこかからの通達できてますので、そういうことが守れてない分は住宅地図でリストアップして、関係省へ聞いて進めていただくようなことをされるつもりはないのかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 例えば標識が付いてないということに対する対応ですけども、まず、この条例を議決いただきましたら公布しまして、まずは施行を公表して周知して、事業者には条例の規定に合うように事業運営中の発電施設を維持管理していただきたいと思っております。その中で、先ほどの提案がありましたような標識が付いてないものが判明しましたら、出力が20キロワット以上は国の再エネ特措法で標識を付けなければいけないということになっておりますので、国と連携して対応するようになりたいと思っております。

和田地内の件につきましては、先日、標識が設置されたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 20キロワット以上はしなければならないんですから、それ以上のものが、多分、放置されているのがあると思います。職員の方が住宅地図を分けて調べられた

ら、ちゃんと把握できると思いますので、できてない部分については関連省庁に聞かれて、やっていただくということが必要でないかと思います。

私がこのことについて、再三しつこく言ってるのは、1つは、財政が逼迫している中で、償却資産税の対象になっていない懸念があるわけです。その意味でも、やっぱりちゃんと町としてその施設を全部把握して、不備なものは完全にすることと併せて、償却資産税の対象にして、償却資産税をちゃんと頂くというようにすべきだと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 償却資産につきましては、毎年調査等を行っておりまして、その都度、該当と思われる方について申告していただくようにご案内申し上げております。毎年、更正をかけるような事案も20件ほどございまして、その都度全て課税をさせていただいてるという状況でございまして、この形をこれからも続けていきたいと思っております。

また、現地の確認も各支所、本庁の職員も確認に回って、それぞれ看板等付いてるようなところがありましたら、全て確認をしております。その調査と、あと、経産省のほうに資料の提供を求めまして、その調査もやっております。

それと、登記の情報等も確認しまして、その情報に基づいて案内を出しているという状況でございまして、この方法につきましてこれからも引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田均君） 今回の条例に伴って私もお尋ねしておきたいと思っております。

1つは、委員会でも聞いた経過もあるんですけども、最近、テレビなどでも太陽光発電の条例について取り上げている番組もありまして、災害とか、自然環境を保全しなければならない地域等、設置を抑制する区域を設定するというようなことも必要だと私は思うんです。先日の委員会では、そんな災害が起こるようなところでは業者がしないという話もありましたけども、それはこちら側の一方的な判断だけで、業者はするかもしれません。実際、その地域の状況というのは、業者ではよく分からない面もありますし、やっぱり必要であればするわけです。まして、京丹波町の中で景観を指定するような地域もあるということからすれば、そういうところでは一定の規制をかけるということも必要かと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか改めて伺っておきたいと思っております。

それから、先ほど森田議員からありましたけども、第18条の相当の期限について、設置をしてもらうことが必要なんだということでごさいましたけども、フェンスをすとか、標識をすとか、これは先ほどありましたように、国のガイドラインで決まっておるわけですから、設置して当たり前のことなので、そういう面から言えば、期限というのは決めて、業者がそれに合わせて工事をやればいいので、当然そうするべきだと思います。どっちの立場でこの条例を解釈して進めていくかで、その解釈の仕方によって相当違うと思うので、その辺はどうなのか。

また、命令に従わないときには、住所を公表するという事になってるんですけど、罰則規定を設けなかった理由を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず1点目に抑制区域を設定しなかった理由ということでご質問いただきましたけども、例えば森林法による保安林の中ですとか、砂防法による砂防指定地域ですとか、農地ですとか、そういったところに設置する場合は、それぞれの法律に基づきまして許可が必要になってまいります。それにつきましては、それぞれの法律の目的に沿って基準を満たすかどうか判断されて許可という行政処分が行われるわけでごさいます、それによるものというふうに考えております。

2点目の条例の第18条の命令というところでは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずることを命ずることができるという規定なんですけども、それぞれの内容に応じて期限のほうはしっかり定めて、いついつまでに何々しなさいという命令をする。それは当然させていただきます。簡単にできるものでしたら、1週間後という期限もあるでしょうし、何かものを製造して、対応して、工事発注してというある一定の期間が必要な場合につきましては、それ相応の期間を設けて1か月後でしたら1か月後、何月何日までにとというような期限を明記して命ずるということになります。

それから、罰則規定についてですけども、ほかの市町村もいろいろ調べさせてもらって、それも参考にさせていただいて検討しました。56ほどの条例を見させていただいた中で、罰則規定を設けている市町村は1市でした。なかなか罰則まで設けるということは慎重な対応が必要となってまいります。こういった指導に従わない場合に公表するだけで効き目があるのかどうかということになるんですが、再エネ特措法では、関係法令を遵守することとしっかり書いてありまして、それは条例を含むということも明記されております。ですから、条例に違反した場合には、認定基準に適用しないと見なされまして、最悪、国が事業の認定の取消しを行うということになるかと思っております。そういったことから、事業者が条例を遵

守するという効果が期待できますので、罰則を設けずに再エネ特措法の規定によって処分がなされるということで罰則までの規定は設けておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 1つは、相当の期限という問題ですけども、そのときの解釈によって、人によって変わると思うんです。きちんと一定期限を決めておけば、誰が担当になっても、誰が責任者になってもそれに基づいて対処できると思います。というのは、先ほど村山議員からありましたけども、例えば和田安階にできている太陽光の施設は、確かに私も見てきまして、標識が付いております。しかし、ガイドラインに示されている標識のイメージというのがあるんですが、これとは全く違うんです。これで標識が付いているという業者の言い分で、町としては仕方がないという解釈になってしまうんです。だから、ガイドラインでもきちんと示されているように、それに基づいてできているかどうかということをチェックしなければ、どういう解釈でもできるというようなことがされないようにすべきだという点を1つ申し上げておきたいし、その見解を伺っておきたいと思います。

それから、抑制区域については、例えば和知の安栖里の河岸段丘でしたら、先ほど言われたような指定の地域に何も引っかからないわけです。あの近くにそういうものがどんどんできていっても、何も規制はできないということです。あれをまちづくりに生かすということであれば、抑制区域にして、そこは駄目ですというように考えるのは、まちづくりの1つの考え方だと思います。そういう京丹波町のまちづくりの上でどのようにきちんと位置づけていくかを考えなければ、確かに森林法とかがありますから、そういう場合にはもちろん規制はありますし、いろんな法律でできるということですが、実際の町の中で、特に景観とか景勝というところについては、しっかりまちづくりの中に位置づけてそこは無理ですよというようにすべきだと私は思います。実際に考えられなかったような災害が起きているわけですから、そういう面から言うと、そういう区域と想定される場所は駄目ですというようにすることが、業者にとっても、町にとっても、必要だと私は思うんですけども、その辺の見解をもう一遍伺っておきたいと思います。解釈のし方でそのときそのときの対応が変わるということではなしに、やはりきちんと規定をすべきだと思うんですけども、その点もう一度伺っておきたいと思います。

それから、罰則規定の問題で、再エネ特措法で認定取消しがされるとということでございましたけども、例えば取消しの時期について、施設ができていて取消しされたら、そのまま放置される場合もあるわけで、どういうときに取消しされるかという問題もあります。申請の

時点であれば、地元で設置されたものが取り残されるということはないと思うんですけども、その辺についても一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） まず1点目の相当の期限を設けてということなんですけども、その内容によって措置をする期間というものが変わってくると思います。すぐできるもの、なかなかできないものということになろうかと思いますが、それはそれで判断させてもらって、必要最小限の期限を設けまして、その内容に応じて設定して命令を出すということになります。

それから、抑制区域の件につきましては、法律に基づくものは各法律に基づいて許可、不許可という行政処分がなされますので、それによりますけども、景観的なものにつきましては、規則のほうで歴史的建造物等景観資源に配慮した措置が講じられていることということで規定しております。和知の河岸段丘も景観的に良好なところということになっておりますけども、それはこの規則の規定に応じて対応していくこととなります。

それから、認可の取消しについてですけども、認可の取消しに当たって、取消しされるまでの一定の時間を要すると思いますが、国から行政指導を受けて業者のほうもそれによって対応するというところになるかと思いますが、その対応がなければ最終取消しということで、一定の処分の中で事業者のほうも不適切なことをするかどうかということの抑止力が働くというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） もう一度伺っておきます。

相当の期限について、それぞれに応じて期限を決めるということでございますけども、そうであれば、例えば規則とか内規の中できちんとそういうものをつくって、それで対応していくというようにしておかなければ、それぞれの立場、また、その担当者、そのときの責任者によって、やっぱり解釈の仕方が変わってくると思います。そういう1つの基準をしっかりと決めて、こういう場合にはこの期限ということで、それに基づいて誰が担当、責任者になってもそれに基づいて対処するというものをつくっておかなければ、やっぱり解釈の仕方が変わるということがあってはならないと私は思います。そういうものをきちんとつくって対応していくということなのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 不適切なものについての内容は様々考えられます。改善の指導で

すとか指導をしてもまだ改善されずに最終命令ということになろうかと思えますけども、様々なことを想定して、この場合は何日以内ということと事前に期限設定をして対応していくよりも、その事案、事案で、客観的に判断して、一定の期日は必要であろうということの中で期限を設定させてもらって、措置が事業者にとってもその対応ができるように対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） ただいま提案になっております条例の制定につきまして、本条例は、ガイドラインに代えて太陽光発電施設の設置、管理に関し規定するもので、これまで本施設の設置に関しては、最も重視すべき周辺住民との良好な関係の下、住民が納得、理解し、その上で協力していく本来の姿を明確にするために制定するものであります。国のガイドラインに頼っていたこれまでとは違い、本町としての姿勢を示すもので、議会福祉厚生常任委員会でも取り上げる中、町内の設置に際してのトラブルの実態からも、早期の条例制定を提言してきたことから、ようやく提案されたことに安堵もしているところでございます。本条例が今後の指針となり、良好な関係を構築することに寄与することを期待いたしまして、賛成といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田均君） ただいま提案になっております議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回、提案をされました京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例は、私たち共産党議員団も一日も早い制定を求めているものであります。

今、全国94の市町村で太陽光発電施設に対して条例を制定していることを、先日マスコミで取り上げておりました。その中で、先進事例として取り上げられた市町村では、自然環

境及び美しい景観並びに良好な生活環境の保全及び形成と、再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るとして、周辺住民の範囲を近隣関係者として事業区域からおおむね100メートル以内の土地または建築物を所有する者とすることや、地元説明会で出された意見を議事録として作成し、報告書に添付して提出することや、また事業に着手する90日前までに届出、同意申請が必要なこと。事業着手は土地の形状変更や木竹の伐採等の工事を始める日などを規定しております。また、抑制区域を指定して自然環境及び景観を保全することが特に必要な区域、土砂災害その他自然災害が発生するおそれのある区域と明確にするなど、一般的な条例の内容から一段踏み込んだ内容になっています。先進事例からも学ぶべきだと思います。

提案されている条例の内容は、条文の解釈によって曖昧な部分もあります。施行規則の制定において、住民の安心安全を大事にして、京丹波町の自然環境及び美しい景観並びに良好な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギーの発電設備設置事業との調和を図る立場が必要と考えます。

また、この条例の制定前に設置された太陽光発電施設についても、施行規則で標識の設置や連絡先の明記など最低必要限度の業者としての社会的責任を求めることが必要です。

和田安階に設置された太陽光発電施設は、集落内で住宅が隣接しています。今、施設内は、人の高さもあるぐらゐ草が生え、放置され、標識は設置されましたが、記載された文字は小さく、誰もが記載内容を読むことができません。国のガイドラインでは、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用すること。外部から見やすい位置に取り付けること。強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とされています。到底この基準に当てはまらないと指摘しましたが、見解の相違もあり、業者の言い分もあるとの町の姿勢は、住民の立場ではなく業者の立場です。こういう言い訳が通用しないように、施行規則で明確にすべきです。施行規則は、住民の安心安全を第一に住民の立場、住民を守る立場から制定することを求めて賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第86号を採決します。

議案第86号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決しました。

日程の途中でございますが、議場換気の必要性がございますので、これより暫時休憩に入ります。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第26、議案第87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第26、議案第87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 何点かお伺いしたいと思います。

今回の町営バス運行事業条例の制定ですけど、提案理由にもありますように、利用促進のためということで料金の改定で一律200円と出されております。この一律200円については特になんですけど、10月1日から70歳以上の高齢者の方に対して半額乗車券制度というものを実施されております。そうした場合、高齢者の方の半額乗車券の制度はどうなるのかお伺いしたいと思います。例えば、200円のところでしたら半額で100円となるのか。

また、もし一律200円となれば、高くなる場所が出るのではないですか。

もう1点は、10月1日から丹波日吉線が新設路線として開通しましたが、この間の利用者の人数等が分かりましたらお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、高齢者の半額利用につきましては、ただいま議員からございましたように、同じく実施をしていくこととしておりまして、料金を200円に統一したことによりまして、70歳以上の方につきましては半額ということとさせていただきますこととなっております。

また、10月1日から丹波日吉線を走らせておりまして、12月9日現在で、合計いたしまして282人の方に乗車いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、課長からお答えいただいたんですけど、そしたら高齢者の場合、短い区間でしたら200円のところがあつたとして、それが100円ということでそのまま行くということによろしいんですか。

それと、丹波日吉線の人数は282人が利用ということですが、日吉駅まで行くわけで、その間、胡麻を經由して通るわけですが、その中で南丹市の方がどのぐらい乗られたのかというのは分かりましたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 詳細なところはちょっと把握できていないわけではございますけれども、状況を確認しておりますと、南丹市の胡麻の地区の方が丹波マーケスなり京丹波 味夢の里のほうにお買物に来られるというケースが非常に多くございまして、この路線をつくったことによりまして、実勢の方につきましても大変利用しやすくなったということで、乗客が増えておるところでございます。詳細なところの人数まで今現在把握はできておりませんが、特に胡麻の方のご利用が非常に多いような状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私も何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、料金を一律200円ということと併せて、条例そのものを全部改正するという事になっておりますが、今あります条例との関係で言うと、今の条例を廃止せずに新たな条例をつくるということになって、これについては問題ないのかどうか。

それから、規則を設けて必要な事項は別に定めるとなっているんですけども、やはり規則についても当然添付していただいて、我々もその中身が分かるようにすべきだと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのかをお尋ねしておきたい。

また、200円にすることで利用促進を図るということで、現在の利用しておられる方がそれ以上にバスを利用していただくということが目的だと思うんですけども、今の運行コースを変えなければ、極端に増えるということとはなかなかないと思います。やっぱり利便性が悪いということでなかなかバス利用が進まないということだと思うんですけども、その辺は

どうなのか伺っておきたいと思います。

やっぱり公共交通ということであれば、周辺部分の稼働をどうするか、どのように高齢者の足の確保をするかということも公共交通としての役割があると思うんですけども、その辺はどのような考え方を持っておられるのか伺っておきたいと思います。

今、丹波日吉線の関係で282人ということでした。1日5便走っておるわけで、1日の乗客は何人なのか。

また、胡麻の方が増えておるということで、しっかり利用者を把握して、利用状況をつかんでおくということは当然だと思うんですけども、その辺はどうか。

一律200円にするということは、南丹市の方も当然200円になるということか。目的としては、バスの利用促進ということでどこから乗ってもらってもいいということだと思うんですけども、京丹波町内を走っていて、ほかの町やら市から来た人が町内で乗ってもらうということは大事なことだと思うんですけども、わざわざ日吉駅まで行って日吉の人を運ぶということは、行政区域外を走っているわけです。旅行者とかを乗せて京丹波町へ来ていただいたり、ホテルへ来ていただくということも開設のときに説明があったと思うんですけども、その辺の当初の目的というのは、丹波日吉線の場合はどうなっているのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、今回の条例の改正につきましては、条例の全部改正ということでございます。

それから、規則につきましては、従来は条例でバス停なり料金表を明記しておりましたけれども、バス停については規則のほうで明記させていただくということでございます。

また、利便性を図るということで、今回、料金を200円に統一させていただいたわけですが、今議員から運行コースも併せてというご意見を頂戴したところでございます。運行コースにつきましては、小型のバスも導入しまして、やはり町営バスとして、現在も細かな部分も走らせておるところでございまして、より一層利便性を高めるためには、新たな交通システムを構築していくことも併せて検討をしておるところでございます。

また、丹波日吉線の関係は、運転手による日報で調査をしております、細かな数字を今持ち合わせておりませんので、申し上げられないところでございます。また確定しましたらご報告をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから、南丹市の運行区間につきましても、条例で料金を定めさせていただきますので、200円ということになります。これについては、その区間だけを料金を変更してしまいま

すと、事務的にも煩雑でありますし、また運転手等の負担も増えてくるということで、南丹市の地域公共交通会議の中でも議論をいただいて、ご承認いただいて、運輸支局のほうに提出しておるところでございます。

また、丹波日吉線の目的でありますけれども、国のほうも一部旅客運送法の見直しがなされておりました、空白地輸送といいますか、自家用有償運送の旅客制度が中身が見直されておりました、積極的に地域住民または観光客なり来訪者を運んでも大丈夫ですよということになってきたところでございます。そういったことから考えましても、本町に来られる方についても料金を統一をすることによって、利用促進を図っていくということで考えております。

旅客の人数でございますけれども、282人ということで、1日に直しますと平均4人ということになっております。これにつきましては、日吉線の開設時にも説明もさせていただいたかと思っておりますけれども、今般のコロナの影響によりまして、当初、コロナの影響下では日平均10人ぐらいではないかと思っておったわけではございますけれども、現状といたしまして平均4人という状況になっておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 周辺部の足確保については、新たなことも検討しているということでした。丹波日吉線ですが、1日5便走っておるということで往復してますので、1日に4人ということは平均すれば1便に1人しか乗ってないということになります。コロナの関係ということもございまして、1年間走ってみないと分からないということかもしれませんが、例えば京丹波町内を見れば、乗客が減って便数を減らしたりコースを変えたりしてきた経過があるんですけども、丹波日吉線については、1日4人で、5便往復しているわけですから、それだけ見れば非常に効率が悪いわけです。いつまでもこのまま続けていくということなのか。場合によっては便数を減らすということもあるのか。その辺の考え方はどうなのか。バス事業会計へお金を投入している関係もありますし、わざわざ南丹市まで走ってるということからすれば、どう考えていくのかということになると思うんですけども、その辺の考え方を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今現在、1年間調査もしながら運行をしておるところでございます。便数につきましては、現在のところ5便という形で運行させていただいておりますけれども、状況を見ながら、例えば減便をしたりということも将来的には考えながら運

行をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 当初の目的からすれば、コロナの関係で乗客が減っておるということでございますので、例えば今そういうことであれば減便をしておいて、コロナが収まって旅行者が大勢来るということでまた増やすということもあると思います。判断はどこですかという問題ですけども、やっぱり今コロナという問題があって、いろいろな見直しもされている中で、そういう考え方は全くないのか。あくまでも1年間走らせてその結果を見てまた考えるということなのかどうか。今コロナが非常に広がってきておる中で、どうするかということもあろうと思うんですけども、その辺の判断はどういう基準を持っておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） コロナ禍ではあるんですけども、10月から運行を開始させていただきまして、この現状のまま運行をしようということ考えているところでございます。まだ年度も終わっていないような状況でございますので、今年度についての状況も見ながら検討していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今回の料金改定につきましては、一律200円とするということで、かなり思い切った改定だというふうに思っております。300円区間、400円区間の利用の方は、大変喜ばれるのではないかなというふうに思っておりますが、一律200円にするどれぐらい利用促進が図れると考えておられるのか。まず1点お聞きをいたします。

2点目は、現行の100円区間の年間利用者数は何名か。分かっておれば教えてください。

3点目、一律200円とした場合、半額の方もあるんですがそれも含めまして、一般の年間収入見込額は幾らになるのか教えてください。

以上、3点お願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、1点目の利用促進につきましては、利用促進を図る上で多くの方に乗っていただきたいわけですけども、年間の利用者数が徐々に減少してきておるというのが今現在もあるところで、令和3年度の目標として、日吉線を含めまして延べ2万6,865人、運賃収入は537万3,000円を見込んでおるところでございます。

す。

それから、100円区間の年間の利用人数でございますけれども、全体の10%に当たります。現在の利用者が約2万3,000人ぐらいでございますので、2,300人ぐらいが該当になってくるかというように思っております。

そうした中で、できるだけ減少率を抑えて多くの方に継続なりさらに利用していただけるように、今回200円にさせていただいたところでありますし、関西大学と合同でこの200円の利用に際してのアンケート調査を実施しまして、全員の方ではないんですけれども、一番回答の多かったのが統一です。するには200円が妥当ではないかという結果も頂いております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） やっぱり料金改定を行うということでもありますので、利用促進がどれぐらい図れるかということは十分調査した上で改定すべきだというふうに思います。現行100円区間利用者が10%、2,300人ぐらいあるということなので、この方は100円引上げになるんですね。これはまた利用促進を阻害するという要因にもなりますので、100円と200円の2区間の料金設定は検討されなかったのかどうか。

この改定によりまして年間収入が537万円ということであれば、一律ワンコイン、100円の料金設定でもバス事業の運営ができるのではないかとこのように私は考えておりますが、その見解につきましてお聞きします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、先ほども申し上げましたけれども、計画で行きますと年間延べ2万6,000人ぐらいの方に利用いただけるということ、さきの537万3,000円を200円で割戻ししますとそういった形になります。100円区間の利用の方が10%ということで、そのうち高齢の方でしたら、料金は半額になるということで、従来どおりの100円でお支払いいただけるということも勘案しまして、そうしたことから200円という形を取らせていただいております。

また、受託収入にも影響してくるということで、中学生の人数等も計算の中にも入れながら実施してきておるところでございます。ご承知のとおり、町営バス事業自体、一般会計からの繰入金によりまして運営をしておるわけでもございまして、100円になりますと、さらに経費の部分を抑えていかななくてはならないかというように考えております。それと、事務の煩雑化を防ぐためにも、運転手の対応がしやすいワンコインになるような形で、200円

にして高齢者の方の利用のほうが多いですので、100円という形で利用促進が図れないかということで今回100円を設定させていただいたところでございます。

今後、経費部分で行きますと、修繕費を抑制しながら運営できるように努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 現行の100円区間が10%、2,300人ぐらいのほとんどが高齢者だという位置づけになっているんですけど、実態はどうなんですか。全部が高齢者だったら答弁のとおりだと思うんですが、そんなことにはなっていないのではないかなと思うんですけど、資料があったら、実態をもう少し詳しく教えてください。

ワンコインということにすれば、経費をさらに節減していかなければならないということですが、ワンコインにすれば利用が増えて、減った分ぐらいは料金収入が上がるのではないかなという考え方もできます。今後、そういう実態調査も含めまして、次の料金改定については検討をされてはどうかというふうに思いますので、その見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、100円区間の高齢者の利用につきまして、現在ちょっと手元に資料がございませんので、正式な数字等はお答えしにくいところですが、半数以上の方の利用があるのではないかなというように考えております。議員からただいまございましたように、今後、新たな交通対策として、違う方面のことも検討しながら進めております。料金改定については、今もございましたように、全ての区間を100円にするという部分も含めて、検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第87号 京丹波町町営バス運行

事業条例の制定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例の改正の提案理由については、バス料金を一律200円にし、町営バスの利用促進をするためとあります。もちろん料金を引き下げることによって利用客が増えることも考えられ、何ら反対するものではありませんが、条例の目的の第1条に京丹波町民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって公共の福祉の増進を図るためとありますように、今後ますます高齢化が進み、運転免許証を返納される方も増えてくることを想定する中、特に周辺部においてのきめ細やかな対策が求められるのではないのでしょうか。

また、町営バスの路線は、10月1日に新設した丹波日吉線を加え14路線あります。今回の料金改定で全路線200円となりますが、丹波日吉線は京丹波町を訪れる観光客や町民の利便性向上を目的に、京丹波町と南丹市を結ぶ路線として開設をされました。京丹波町役場を起点とし、京丹波 味夢の里、丹波マーケス、胡麻駅、明治国際医療大学、日吉駅を経由しますが、南丹市民の方々も自由に乗車できるとのことです。先ほど申し上げました条例の目的の第1条にありますように、京丹波町民の生活に必要な旅客輸送を確保しと、こうした内容から少しかけ離れるのではないかと考えますことから、この間の利用客の実態調査をし、南丹市との間において協力金等の協議も進めることも提案をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 京丹波町町営バス運行事業条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第27、議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 組織の変更ということで、町政推進のためには必要だという町長の決断だというふうに思うんですが、長年、保健福祉課ということでやってきて、何か課題が見つかったとか、現行のままで対応し切れないとか、何か大きなことがあったのか。今回、事務分掌を分けて課を2つ設けるといふ一番最大の理由は何だったのかということをお聞きしておきます。

それから、従前から新庁舎の関係で私も申し上げていたんですけど、保健福祉行政は、社協への委託とか事務も多いという観点から、連携調整した取組が多いという中で、保健福祉センターとしての機能維持のためにも、保健福祉業務は現状のままとして、センターにとどめておいたほうが事務事業執行には効率的ではないかということで、ワンストップという中で、保健福祉課を全部新庁舎に持っていくんだという考えでしたけども、分けた場合にどうなるのかということをお尋ねします。

また、予算の編成の関係で、特別会計があるんですけど、2つに分けたことで、どういう割り振りになるのかお尋ねをしておきたいと思います。

以上、3点をお尋ねいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、2つの課に分けるといふところで、現在、保健福祉課には、総勢25人の課員がおりまして、丹波の健康管理センターですとか和知の福祉関係を入れますと総勢28人程度の人員を抱えております。

そういった事情もございまして、やはり分野を分けて、より一層丁寧な対応ができるようにいふことで、今回、保健福祉課を2つに分けるといふところでございます。

また、新庁舎建設に伴いまして、人員の配置といふところもございまして、保健部門を従来の保健センターにそのまま定着させて事業を推進していく。片や福祉部門につきましても、この本庁のほうでいふところもございまして、新庁舎の建設等も併せまして、今回ご提案させていただき運びになったわけでございます。

社会福祉協議会との関係でございますが、社会福祉協議会につきましても、現在、保健福祉センターのほうに入らせていただいているといふところもございまして、連携を図って保健福祉関係に取り組んでいただいているといふことになろうかと思っております。

現在のところ、社協のほうも現状は変わらない状況とさせていただきところでございまして、保健師もそちらにおりますので、連携を図りながらこれまでどおり取り組んでいくこと

になろうかと思えます。

特別会計でございますが、介護保険に関すること、全般に関することということで、事務分掌も整理させていただいてるところで、介護保険につきましては、福祉支援課の所管というところで現在進める予定をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 理由は分かったんですけど、総数28名おられるということで、今の現状の人数で対応し切れないということになれば、増やさないと仕方がないと思うんですけども、配置の部分はどうなるのか。もう少し増やすのか。それと、1つの課については、現状のセンターでとどめておくということらしいですけども、あそこに支所も移すということですし、今のスペースで十分対応ができるのかどうかについてお尋ねをしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現時点で28名程度の人員をそれぞれ分けまして、4月から各課の業務に当たっていくということでございまして、保健師9人、栄養士2人、事務職員1人ということで12人おりますが、そういったところを基本と考えながら人事の配置も行っていきたいと考えております。

また、ご案内のとおり、支所が保健センターのほうに移るということでございます。窓口等の整備も配置等計画をして今進めておるところでございますが、スペース的には十分なスペースが確保できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、これまで保健福祉課ということで、支所とか健康管理センターに職員もおったわけでございます。福祉支援課と健康推進課に分けると、今まで健康管理センターにいた職員は本庁に来るということであれば、和知の支所には、これまでの保健福祉課では担当の職員が1人か2人いましたが、今度の場合でしたら、福祉支援課と健康推進課の別々の職員を配置するということになるのかどうかをお尋ねしておきたい。

それから、今度、課長職が増えるということになりますので、等級も上がるわけですから、当然、人件費が増えるということになると思いますが、どれぐらいの増額を見込んでおられるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 現在、丹波地域保健福祉係ということで須知の健康管理センターにありますのと、あと和知のほうにもあります。瑞穂地区につきましては、今の保健福祉課ということでございます。現在考えておるところでございますが、和知のほうはそのままの体制になるかというふうに考えておりますし、また、瑞穂の担当のところでございますが、そこを今の保健センターで対応するかというところになってこようかと思っております。丹波のほうにつきましては、現在のところ、新庁舎のほうに保健福祉部門が参りますので、そちらの課のほうで対応することになろうかと思っております。そのあたりも十分検討しながら今後進めていかなければならない部分でございますし、現状のサービスが低下するようなことになれば問題になってきますので、十分考慮しながら配置等も考えていかなければならないと考えておるところでございます。

それと、1名管理職が増えるというところでは、今のところ主幹級もおりますし、そのあたりも今後人事配置を考えていかなければならないところでございますが、新たに管理職を1人増やした場合に、管理職になる人員によって分かりませんが、通常、900万円程度の増額が必要であるというふうに、失礼しました、600万円程度というように考えております。あくまで想定でございますので、どういった人員を配置するか、また今後検討してまいるところでございますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 保健福祉課を福祉支援課と健康推進課に分けることによって、住民サービスが低下するということが起こらないようにしなければ、住民サービスを向上するために課を分けるということだと思っております。特に周辺になります支所等でサービスの低下はしないということをはっきり持って、人事も含めてやるべきだと思います。今、管理職を増やすことによって600万円余り増えるということでございます。庁舎建設に伴って、また支所の移転も含めて、今回の体制見直しだと思うんですけども、今の、参事、課長という体制のスリム化を含めて見直しをしていかなければいけないと思うんですけども、改善しなければいけないという考え方はないのか。今の体制がベターだという考え方なのか。その点だけ今回伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回の組織変更でありますけども、本来どういう組織がふさわしいのかというので、今でもふさわしい組織の在り方というのはあると思っております。この保健福祉の

関係で言いますと、現行は庁舎とかいろんな制約がある中で、一つの課で大人数で瑞穂にいてもらう形ですが、今回、新庁舎が予定されているということで、よりふさわしい組織ということで2つに分けるということであります。

庁内の組織につきましては、議員が申されるまでもなく、どういう執行体制がベターなのかということは常に考えながらやっております。現行のままでいいというようなことではなしに、常に検討をしながら最適なものを目指していきたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） すみません。先ほど私の説明不足でございまして、管理職が1名増えたらというご質問についてでございますが、600万円程度と申し上げましたが、新たに管理職をどちらかから呼んでくるということではなくて、今の職員を管理職にする場合、管理職手当というのがありまして、それが月に3万円ちょっとということでございます。その分から考慮しますと、年間で40万円程度の増減が見込まれるのみになります。

そのほかにつきましては、変わりはないということで、管理職が1人増えることにより管理職手当分、若干、期末手当等も増えてくるといったところで金額的には上がってくるかというところで、先ほどの答弁に付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 課をどうするかとか、どういう体制にするかというのは、住民のサービス、住民のためにどうするかを基本に考えるべきだということを強く申し上げておきたいと思います。また、今ありましたように管理職は1人増えることによって、管理職手当ぐらいいいなんだということでございましたけども、課長補佐が課長になるのか、主幹が課長になるのか分かりませんが、課長職になれば号給は上がるわけで、当然、それぞれの給料も上がることになりますから、どこの位置の人が上がるかということによって、当然金額は変わるとは思いますけども、管理職手当だけが増えるということではないと私は思います。当然、課長になれば、号給が上がるというのは当たり前なので、頂いてる表を見れば何号、何級とちゃんとなっているわけですから、一定の根拠を持って答弁してもらわなければ、管理職手当だけという説明は私は納得できないし、不十分ではないかと思っております。

管理職手当の月3万円、年40万円ぐらいではなしに、当然、管理職になれば号給が上がり、当然それに伴って給料が上がるので、40万円ぐらいということではないのではなく、もっとその点ははっきりお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 確かに議員ご指摘のとおり、いろんな号給等も変わるかもしれませんが、誰が管理職になるかによって、その差額が当然人件費として増加する分ということになります。

ただし、今回の組織の変更は、よりよい組織として機能するための変更でありまして、現在でも30名近い職員を1人の管理職が見ておるという状況になっておりますので、その中で目配りもよりしっかりとできるように、また場所的に新庁舎の関係もあるので、2つの課に分けたということでありまして、それこそ住民サービスと組織の機能が十分発揮できるように、2つの課に分けたということで、決して管理職を増やすことが目的で2つに分けたということではありませぬので、その辺についてはご理解を賜りたいと考える次第でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第88号を採決します。

議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第28、議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 資料を付けていただいておりますけども、基礎控除が今回変わったということで、33万円が43万円になったということでございます。7割軽減、5割軽減、2割軽減の方が増えるとか減るとかいったことが当然起こり得ると思うんですけども、実際当てはめるとどういう傾向なのか。対象が増えるということなのか、減るということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） これによって対象者の増減はありません。増減がないように国保税の軽減基準額も10万円上げるということになっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第89号を採決します。

議案第89号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第90号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第29、議案第90号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 今回の条例改正では、中身を見ますと、特例基準割合という文言が延滞金特例基準割合というふうに変わっているわけではありますが、これは文言が変わっただけで、中身的には何も変わっていないのか。また、変わっているとすれば、影響はあるのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員がおっしゃいましたように、文言だけの変更で運用することとなりまして、内容的には変わっておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第90号を採決します。

議案第90号 京丹波町督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金
条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第30、議案第91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回、提案理由で、国民健康保険制度改革等に伴い、所要の改正を行うということになっておるわけですが、制度改革というのはいつ行われたのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 平成30年度でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 平成30年度に制度改革が行われたということではありますが、令和2年12月が提出日になっておりまして、本来なら制度改革に基づいて速やかに改正すべきことではないかと思いますが、なぜ今の時期になったのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） ご指摘のとおり、制度改革に併せて関係するこの条例も改正すべきでしたけども、今となってしまいました。申し訳ございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第91号を採決します。

議案第91号 京丹波町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第92号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第31、議案第92号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 1点伺っておきたいんですが、ここに組織をする地方公共団体ということで、別表（第2条関係）にそれぞれ市町村と組合名が上がっております。京都府下に、京都市も含めて市が15、町が10、村が1と26あって、全ての市町村がここに加わっていないというふうに思います。これは強制するものではないと思うんですけども、どのように見ればいいのか伺っておきたいとします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれの市町村の考え方になるかと思えます。どういった判断の下、ここに加盟されていないかについては、それぞれの事情があるというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） ということは、加入するしないによって、メリット、デメリットがあるのではないかとするんですけども、どういう内容、メリットはこれがあるってデメリットはこれだということが分かっておるのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれ市町村で対応されているというところだと思います。それぞれの市町村の判断によるものであるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） もちろんそれぞれの市町村の判断、これは当然と思えます。しかし、本町が加わっているのは何かメリットがあるということか。加わっていない市町村はデメリットがあるということか。その辺については、以前からずっとこういうように来ておることかもしれませんが、やはりどういう理由なのかということはいささかつかんでおいて、いつまでもこういう方法がいいのか、新たな考え方があるのかどうかということも含めてし

っかり見ておくべきだと思うんですけども、その辺についての考え方、見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） メリット、デメリットにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、各加入団体のそれぞれの判断ということでございまして、どういったメリット、デメリットがあるかというところは、それぞれの各加入団体のご判断によってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第92号を採決します。

議案第92号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第32、議案第93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回、京丹波町の在宅介護支援センターを廃止するという条例が提案されておるわけでございますけれども、現在の状況はどうなっておるのかということと、廃止するということでございますので、必要がなくなったということかもしれませんが、これに代わるものが当然必要になると思うんですけれども、その辺はどういう体制、対応になっておるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今ご質問のございました在宅介護支援センターの現在の状況につきまして、平成23年度までは社会福祉法人わち福祉会等にも委託させていただきました。地域包括支援センターの地域型ということでお世話になっておったところでございますけれども、平成24年度からは各町内の介護事業所でも相談所なりを開設いただきまして、地域包括支援センターと連携して高齢者の方の相談窓口ということで対応をしていただいております。それによって、廃止ということで今回提案をさせていただいておりますけれども、既に在宅介護支援センターに特化しての機能としては運営しておりませんので、包括を中心とした連携体制なり相談体制が整っているということで、廃止での新たな課題等は発生しないということで今回提案をさせていただくものでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第93号を採決します。

議案第93号 京丹波町在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第33、議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 新庁舎の外構工事の契約なんですけれども、庁舎完成後の新庁舎や外構の維持管理費にはどのぐらいの費用がかかるのか教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまお尋ねの維持管理経費でございますが、新庁舎になりまして、面積もある程度、今の現庁舎よりも増えてこようかと思えます。

また、法定によります浄化槽でありますとか、消防の施設でありますとかそういったものも委託をする中で点検をしていかなければならないということになります。このあたりは現庁舎もあるわけでございますが、それに加えまして、建物の面積等も増えてくるという状況の中で、そういった法定的な管理も必要になってこようかと思えます。そういったもろもろの経費につきましては、当然、来年度の予算に計上していくことになってこようかと思えます。1年間の計上にはならないということでございますが、今のところ10月以降ということになるかと思えます。今、算出をしておるところでございますが、具体的な金額まではまだ算出中で、この場では申し上げることができませんが、一定のそういったもろもろの経費はかかってくるということでございます。詳細が明らかになった時点でまた予算等を通じまして、議員の皆様には提示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 今、詳細というのはなかなか分かりにくいということなんです、現在の庁舎と周りのことについての管理に、大体どれぐらいの費用がかかっているか、分かったら教えてください。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 外構につきましては、今この契約の中にもあります植栽の管理がもちろん発生するわけでございます。できる限りそういったメンテナンス経費を最小限に抑

えるために、植栽の本数でありますとか、箇所数でありますとか、最小限を想定しながら工事を進めていくというところで今考えております。できるだけ高木につきましても、広葉樹的なものを植えようということで、成長にもかなり時間を要するというので、即座には手入れは必要ないというふうに考えておるわけでございますが、やはり低木の植木でありますとか芝生の手入れには一定の経費がかかってくると考えております。今もお世話になっているシルバー人材センター等にもお世話になりながら手入れをさせていただくというところを考えております。

したがいまして、現在でも玄関前の手入れ等も1年を通して1回あるかないかというところで整備はしておるわけでございますが、金額等につきましても、今状況が固定されていない状況で、判断は付きかねるわけでございますが、そういった形で手入れをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1つは、今回提案になっております駐車場等外構工事の契約期間の問題です。議会の議決を得た日から令和3年10月29日となっております。庁舎の完成は8月末となっておりますが、なぜ2か月も後の契約期間になるのかということをお尋ねしたいと思います。開庁日はいつを設定されてこういう日程になっているのかお尋ねしたいと思います。

当初の予定では、9,000万円でしたが、今回1億800万円となっております、非常に金額としては2,000万円近く上がることになるんですけども、どういう理由で増えたのかということ。

それから、今回の入札結果表を付けていただいておりますが、入札に参加した業者は8業者で、そして上がっております野口・イワキ特定建設工事共同企業体が9,845万円で落札となっております、それ以外は全部失格となっております。予定価格の100%に近い99.9%なんです。電子入札でこういうことがあるのかどうか分かりませんが、これまでのいろんな入札結果で99.9%になるようなことはなかったと思うんですけども、要因はということなのかお尋ねをしておきたい。これだったら業者にくじでしたほうがよっぽどましみたいな感じがして、本来の入札ということからすれば、非常に理解ができにくい面もあります。それだけ算出するソフトの性能がよくなっているということかもしれませんが、それにしても、99.9%という入札率についてどういう見解を持っておられるのか伺って

おきたいと思います。

また、特別委員会の中でいろいろ意見が出て、資料も後日頂いたんです。今回、庁舎の敷地内の部分の駐車場と、それから南側の職員駐車場ということになっておるんですけども、その中に植栽というのが入っております。頂いた数字を拾ってみて、庁舎の敷地の工事だけを見れば1,774万1,309円になります。南側の駐車場の部分だけ、工事の分だけ見れば364万8,163円という数字になるんです。それにいろんなものが付いて回りますので、当然費用としてはもっと増えていきます。その中で私が一番疑問に思うのは、植栽の土壤改良というのがあります。費用を見ますと564万2,970円というすごい数字になっておりまして、先ほど申しました1工区、2工区、庁舎前の部分の駐車場、南側の職員の駐車場の工事額の26%を占めているんです。それだけ周辺の土壤が悪いということか分かりませんが、それに合ったような植栽も十分できるのではないかと思いますし、これだけの費用を使って土壤改良しなければならないという場所であれば、後のいろいろな管理を考えても大変だと思います。土壤改良というのは植栽の部分だけ変えるのでなしに、全体を変えるからこれだけの費用なのか。その点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、工期が来年の10月29日というところがございますが、新庁舎の開庁日は、建設工事でありますとか外構工事の状況を踏まえながら今後決定していきたいと考えておるところでございます。また、利用者に影響のない範囲が完成すれば、工期内でも部分引渡しというような対応をしたいと考えておりますし、新庁舎を供用開始するということも想定しておるところでございます。

あと、工事費で予定していた外構工事が増加したのはなぜかということにつきましては、概算の積算を行った結果、増額したというところがございます。

それと、今回の入札の結果でございますが、1社のみという結果になったわけでございます。その点につきましては、近年、先ほど議員も申されましたように、積算技術の向上によりまして、最低制限価格付近の入札が増えてきておる状況でございます。そのせめぎ合いの結果であるかというふうに考えております。最低制限価格につきましては、業者の疲弊につながるのではないかとこのところも懸念されるところで、国、府のほうもそういった最低制限価格の設定につきまして見直しというものを以前からしておりまして、本町も併せて同じく最低制限価格を設けさせていただいてるということでご理解賜りたいと考えております。併せまして、予定価格も公表しているところがございますが、過去のいろんな事件等もございました結果、やはり透明性を確保するという部分において強い意志でそういった入札方法

を出していただいているところでございますので、ご理解を賜りたいと考えております。

植栽の土壌改良につきましては、主に植栽部分はもちろんのこと、それに付随する部分につきましても土壌の改良を行うというところで比較的高額な金額になっているところがございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 議案第94号、質疑の途中でございますが、これより暫時休憩とします。再開は13時ちょうどとします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第94号の質疑途中です。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、今回、駐車場等の外構工事の請負契約ということで、先ほどからお尋ねしているように、契約期間の問題なんですが、工期が令和3年10月29日となっております。本館の工事は8月末で完成し、2か月後に駐車場等の整備が完了ということになります。50年に1回あるかないかの大事業ということと、庁舎ですので、町民の方が庁舎へいろんな手続で来るということで、開庁する日をいつと決めて駐車場の整備をいつまでにちゃんと完成させるのが普通ではないかと思うんですが、今回の場合は、10月29日となっております。これが出来上がってから開庁の日を設定するという事なのか。工事をやってるけど、途中ででも開庁日を設定するという事なのか。町長としては、そこは今判断をしてもらわなければいけないところと思うんですが、どのように考えておられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新庁舎の工事につきましては、現在、ほぼ計画どおりに進捗はしている状況で、8月末の完成に向けて工事を進めていただいているということであります。外構工事につきましては、それ以降も工事が発生する可能性も含めまして、令和3年10月29日ということであります。

今後、工事がもう少し進んでいく中で、開庁日については判断していきたいと思っておりますし、実際に業務を始めるとなりますと、引っ越し等も入ってきますので、そういったことも見極めながらいつから業務を開始するか。また、開庁日というようなイベントをすとしたらいい

つにするかというのは、今後の進捗も見ながら一定時点で判断してまいりたいと考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 非常に曖昧だと思うんです。工事をやっているときに業務を開始するということになりかねないと思います。というのは、我々議員も町長も一緒ですけども、11月には選挙があると思うんです。10月29日というのは町長・町議会議員選挙の直前ですね。選挙が終わってから開庁するということなのか。いや、業務は早く開始することなのか。そういうことを考えれば、開庁日をいつにして、それに併せて引っ越しも含めて外構工事や駐車場の整備もするというのは、本来考えるべきことではないかと思うんです。というのは、第17回の新庁舎建設特別委員会の際に頂いたスケジュール表を見ると、6月からの本体工事を入札の不調ということで8月末にするというスケジュールなんです。それを見ていると、外構工事や12月の定例会で提案して、同じ時期に完了となっています。備品購入も12月の定例会でして、8月末の前後に完了というスケジュール表を我々は頂いてるんです。何でそれが外構工事や駐車場は10月29日になるのか。先ほど申し上げましたように、50年に1回の大事業、町民挙げてやるんだと言いながら、引っ越しが済んで業務を始めますよというときに、まだ工事をやっているということが起こると思います。庁舎の本体工事が終わって、若干、整備は遅れるけども、大体同じ時期に駐車場も含めてできて、そして引っ越しも大体その時期に終わって、いつから業務を開始して、開庁日はいつということが本来あるべき姿ではないんですか。庁舎が8月末に完成で順調にスケジュールどおり進んでいるということだったら、これを見ても7月末ぐらいに工事が完成で、点検とか検査を受けて、引渡しが8月末というようになってるみたいですけども、当然、同時並行で駐車場とか外構工事とかするのが普通ではないんですか。今、入札して、来年1月から工事をやるということになったら、10か月間工事期間があります。工事の内容にもよるかもしれませんが、私どもも専門家ではありませんけども、見れば、土量をたくさん動かしたりする必要もないので、一定の期間があれば十分できる工事と思うんですが、あえて10月29日に工期を設定されたのはどういうことなのか。そして、工事の状況を見て新しい庁舎で業務を始めると言いますが、引っ越したら、もうこの庁舎では住民に来ていただいているような手続をしてもらうことができない、新しいところに行かなければいけないんです。けどもまだ周りは工事をしていますという、そんなやり方で進めるということですか。きっちり決めて、引っ越しも済んで、工事も済んで、住民の方に来ていただくというのが、本来の当たり前のことではないんですか。工事の発注者の責任者としての考え方をもう一度伺っておきたいと思

います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの繰り返しにもなるかもしれませんが、当然、完成の時期というのも計画にあるわけですので、今時点では決めておりませんが、その時期の進捗状況を見ながら、それぞれ判断して日程を決めていきたいと考えております。

8月末完成ですので、完成したら速やかに当然新庁舎の開庁に向けて動いていくことになりますので、一定時点めどが付いた時点ではっきりと日付の指定を考えております。

工事期間につきましても、大きな工事でありますので、本体工事が終わった段階で全て外構工事も完成しているということも考えられますけども、若干の遅れが出るものもありますので、そういう意味で10月までを契約期間としていると理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 町長に1つお聞きをしておきたいんですけども、この議案第94号及び議案第104号ともに、議会へ出していただいた当初の資料は、慎重に審議をしてくださいと言われておられる割には不備なものがあって、後日こちらから請求しないとできないような状態になってます。特に、議案第94号では、当初の予定よりは金額も増えてます。庁舎に対する経費も事業の投資も非常に大きい金額になってます。そういう意味では、やっぱり金額の詳細について、例えば植栽の詳細といったものを当初に資料として付けておいていただくべきだと思います。ついでに言うておきますと、例えば議案第104号の契約変更、金額が変更になるわけですけども、これも変更になった差額だけが当初頂いた資料に入ってます。しかし、変更になる以上、当初予定してた金額は変更後こうなる、差額はこうなるという資料を添付するのが常識だと私は思います。この辺、本当に町長がいつも慎重審議してくださいとおっしゃっている割に、出される資料に手抜きとは言いませんけど、議会に対する姿勢が若干不親切という気がします。町長、今後も含めて、審議がちゃんとできる資料を添付してもらおうようにすべきだと思うんですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議決に必要な資料を添付させていただいて、ご審議を賜っておるといふうに理解をしておりますけども、不備な点等ありましたら、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 不備な点は先ほど申し上げたように、この前の総務文教常任委員会で私がお願いしたことがありまして添付していただきました。そういうことですので、何も議員が町政に重箱の隅をつついていろいろ言うのと違って、やっぱりちゃんとした審議をしたいと思ってるわけですから、今後は当初からちゃんとした資料を添付してもらうように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。そのことだけ要望しておきます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 去る12月15日に開催されました新庁舎建設特別委員会で聞けなかった事項につきましてお聞きをいたします。

庁舎と職員駐車場の植栽数量表が12月16日に配付されまして、それによりますと、中低木の植栽本数は合計で2,684本ということで、多くの樹種が植栽される計画をされておりますが、町の花であるツツジが1本も植栽されないことになっております。当然、この計画を立てた香山設計事務所また担当者も、町の花については知っておられたとは思ひますが、なぜ町の花ツツジを植栽しないのか。ちょっと私は不思議に思ひております。

そこで、設計事務所と発注者との植栽計画に係る打合せの経緯等につきましてお聞きをいたします。

2点目は、高木の植栽であります。これも全体で98本が植栽される計画であります。町の木でありますイチョウの植栽は2本ということであり。町の木でありながら、あまりにも98本中2本というのは少ない感じがいたしてあります。新庁舎に町の木を植栽しようというような考えはなかつたのか。それと、新庁舎の植栽計画の基本方針につきましてお聞きをします。

3点目は、特別委員会では、職員駐車場の植栽についてお聞きしましたが、職員の駐車場にまで花壇を設置する必要があるのかということ。その見解につきましてお聞きをします。

以上、3点お願ひします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 12月16日付で提出させていただいております数量表の中に、サツキツツジでありますとかドウダンツツジ、またイチョウ、そういったものを植樹する予定としてあります。サツキツツジにつきましては416本、ドウダンツツジにつきましては710本ということで、先ほどありましたように、イチョウにつきましては、この図面にありますとおり2本ということでございます。

設計業者との協議でございます。先ほど来申し上げましたように、維持管理的なものも

ございまして、また景観等、周りとのコントラスト等もございませう関係上、そのあたりも現地の状況にそぐうように協議をしてきたところでございませう。

また、敷地の周辺の郷土に適した潜在的な植生等で構成しているということでございませう。

また、国道9号沿いにつきましては、以前もサクラの木があったわけございませうが、そういうサクラの植樹をするということもございませうし、また、先ほど議員がおっしゃいました町のシンボルツリーでありますイチョウも、本数は少ないわけございませうが、植樹する予定をしてございませう。

植樹の数量につきましては、育成に妨げにならない程度の間隔を空けて、機能性と景観性を配慮した必要な本数を植樹する予定をしてございませう。

また、職員駐車場に植樹は必要なのかというご意見ございませうが、職員駐車場以外にもイベント等にも使用するケースも想定してございませうして、ここも一体的な庁舎の敷地という観点から、全体的なバランスからそこにも植樹をするという形で予定をしてございませうしているところございませう。

以上ございませう。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ただいまのツツジはなぜ1本も植栽しないのかという質問でございますが、答弁では、サツキツツジを合計したら1,175本ということで、先ほどの答弁とちょっと違うと思ひませう。ドウダンツツジが1,278本。ツツジという名前は付いてるんですけど、サツキツツジとドウダンツツジは全く種類が違ひるんですけど、一緒にされているのではないですか。町の花はツツジなので、ドウダンツツジと言ひうと、つぼみが下がったようなちょうちんみたいな形になるんですけど。そんなもんと町の花と一緒にされる認識がおかしいと思ひるんですけど、サツキツツジとドウダンツツジと、町の花のツツジは違ひることを答えられる方はおられますか。これは答えてください。

町の花であるツツジを1本も植栽しないというのはあまりにも町のシンボルを無視した計画であるというふうには思ひてませうし、サツキツツジ1,175本、ドウダンツツジ1,278本、合計2,453本のうち何割かはやっぱりツツジを植栽すべきだと思ひませうが、その見解について2点目をお聞きします。

それから、高木の植栽本数は98本のうちソメイヨシノが25本、約25%の割合になってませうが、ソメイヨシノをこれだけ植栽する意図がちょっと分かりませうせん。新庁舎の高木植栽は、大部分はやっぱり町の木イチョウを植栽して、誰が見ても、説明しなくても町の木はイチョウだということが分かるような計画にすべきではなかつたかと思ひませうるので、そ

の見解についてもお聞きします。町の木だということ意識して2本しか植えなかったのかということなのか。それも併せてお聞きします。

先ほど申しました町のシンボルとなる町の花・木・鳥が平成23年10月11日に制定されましたが、町の花ツツジ、町の木イチョウが制定された理由について、町長、ご存じであればお答えを願いたいと思います。

それと、職員駐車場の外周の件ですけど、一体的に整備ということではありますが、先ほどありましたように、事業費が当初9,000万円から1億800万円ということで1,800万円、2割増えております。やはり経費を削減するために、ここに花壇をなぜ造るのかということがちょっと疑問でありまして、それは先ほど申しましたし、ブロックとかフェンスにすれば植栽の必要もなくなるので、そういう選択肢はなかったのかお聞きをいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私に聞いておられました町の花・木・鳥でありますけども、当然、本町になじみがあるということで選定されたというふうに理解をしておりますけども、詳しい経過については存じ上げないところでございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 確かに、ドウダンツツジと種類は違うということでございます。

ドウダンツツジにつきましては、春に咲く白いつぼ型の小花ということでございまして、秋の紅葉もすばらしいということでございます。町のツツジとのはっきりした違いは私も差異を申し上げることができませんが、現在では、ドウダンツツジなりサツキツツジを植栽する予定でございますが、本町のシンボルの花でありますツツジも詳細をもう少し調べさせていただきまして、議員のおっしゃった内容も考慮する中で今後検討させていただきたいというふうに考えます。イチョウにつきましても、今2本という少ない本数ではございますが、国道等からよく見える位置に設置するようにも考えております。町道と9号線の接続部分等に位置するあたりに設置しまして、イチョウが目立つような形でシンボルツリーとしての存在を示していきたいと考えております。

それと、職員駐車場でございますが、先ほども申しましたように、フェンス沿いにサクラの木を植えていくということになります。このあたりも間隔を10メートルは取る予定をしておりますが、状況等も踏まえまして、景観のこともありますし、またバス停等もここに設置されるということもございますので、そういったところも考慮しながら、今後工事の中でさらに業者との打合せも含めまして、検討して、よりよい景観になりますよう取組を進めて

いきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ツツジが町の花に制定された理由につきましては、ホームページにも出てますが、京丹波町が助け合い美しい町へ発展する象徴として制定されたということでありまして、イチョウが町の木に制定された理由は、京丹波町が真っすぐに長く栄える姿の象徴として制定されたという理由がありますので、こういう新庁舎を整備するときには、やはりほかの花や木よりも多く植栽すべきであるというふうに思っています。それから、この計画を立てられた香山設計事務所が町の花・木を認識されていたかというのは確認をしておいていただきたいと思います。

新庁舎の植栽計画については、議会にも新庁舎建設特別委員会があるわけですから、計画案を示していただいて検討する考えはなかったのかお聞きします。

ついでに申し上げますが、町の鳥でありますウグイスが飛んできて、「ホーホケキョ」のさえずりが聞けるような植栽計画とすべきではなかったかと思っておりますが、町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私、残念ながら、ウグイスがどういう木を好んで集まってくるのかというのはよく存じ上げないんですが、ウグイスだけに限らず、いろんな鳥が集えるような庁舎、また庁舎の周りの植栽になればというふうには考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） イチョウ、ツツジについて町のシンボルの植物ということ香山設計事務所にも担当者も申していると思います。シンボルとしての植物ということで、今後、植樹する際には、その辺も検討して取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いたしたいと思います。

新庁舎建設特別委員会でも、こういったところでご意見をということでございます。今回そういった経過を取れなかったのは大変申し訳なく思っておるところでございます。今後につきましても、今頂いたようなご意見、また先日の委員会でのご意見も踏まえまして、できる限り景観がよりよいものになるよう、また取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、下記のことを理由として挙げ、反対討論をいたします。

まず1点目は、職員には最高で月間3万1,600円、年間にしますと37万9,000円の通勤手当が支給されております。ですので、駐車場は職員が個人的に確保すべきということです。民間企業に勤めておられる町民の方でしたら、例えば京都へ行っておられる方は、園部駅で駐車場を借りて、そこからJRで行っておられるというのが一般的です。そういうことが1つ。

それから、2つ目は、新庁舎事業は、附帯工事を含めると年間予算の35%を超える大事業であります。

一方、財政は、今後の起債、いわゆる借金が京都府の承認が必要な一步手前という状態です。これは実質公債費比率が18%に近いということです。

このような状況を加味すれば、職員の駐車場工事は削減すべきであること。

3つ目は、今回の外構工事には、大量の植栽工事が含まれています。特に大木になるサクラ、イチョウ、ケヤキの落葉樹が非常に多いです。また、管理が難しいノシバの植栽部分も多く、今後の樹木管理、芝生管理を加味すれば、高額な管理費を必要とする本契約は根本的に見直すべきである。

この3つの点を指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田均君） ただいま提案になっております議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、反対の立場から討論を行います。

提案の内容は、新庁舎建設に伴う駐車場と外構工事を行うものです。工事は、来庁者用駐車場としてアスファルト舗装、排水構造物一式、植栽工一式と、南側駐車場は、職員駐車場としてアスファルト舗装、排水構造物一式、植栽工一式、構造物取壊し一式として、契約金

額は1億829万5,000円です。新庁舎建設に伴い駐車場は当然必要なものですが、当初予定額よりも2割増となっております。植栽などは必要最小限度にすべきです。

また、来庁者用駐車場は115台となっておりますが、本当に必要な台数なのか。必要最小限度の台数にすべきです。

また、今、公募されている交流ラウンジのカフェ運営募集の内容を見ると、交流ラウンジの前にある芝交流広場と一体的に使用することが見込まれています。

先日の特別委員会でも、植栽や芝についての意見が議員から多く出され指摘もされました。計画段階で住民代表の議会、委員会等に素案を示し、いろんな角度から意見を聞いて進めていく、町民と一緒に庁舎を建設していく、これがやるべき進め方、在り方ではありませんか。住民目線で取り組むことの必要性を強く指摘するものであります。

提案されている内容で大きな問題は、工事の工期の問題です。なぜ契約期間を令和3年10月29日とされたのか。平地の駐車場工事になぜ10か月もの工事期間が必要なのか。その理由が明確ではありません。令和元年11月25日に開催された第17回新庁舎建設特別委員会で配付された資料、スケジュール表を見ると、入札不調により本体工事完了が当初予定の令和3年6月末から8月末になるとしてしております。実際の契約期間も令和3年8月31日となっております。このスケジュール表では、外構工事も備品購入も本体工事完了時と同じ時期としております。今回提案された議案では、新庁舎の本体工事が完了してから2か月後の令和3年10月29日が駐車場と外構工事の完了日となっております。これでは開庁日はいつになるのですか。外は工事をしているが、見切り発車で新庁舎を使用していくのですか。明確にすべきです。開庁日を決めてスケジュールを組まないことから、引っ越しは9月の連休か10月の連休を利用してなど曖昧な説明しかできないのではありませんか。本来、新庁舎の本体工事が8月末完成であれば、まず開庁日を決めて引っ越しの時期や駐車場等外構工事の完了時期を決めて提案するのが当然ではありませんか。新庁舎建設は、50年に1回あるかどうかの大事業と言いながら、開庁日を決めないで駐車場等外構工事の契約期間は令和3年10月29日と本議案を提案するのはどういうことですか。令和3年11月には、京丹波町の町長・町議会議員選挙が実施されます。そんな直前になぜ合わせるのですか。これでは町民不在の新庁舎建設ではありませんか。このことを厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第94号を採決します。

議案第94号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(少数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手少数であります。

よって、議案第94号は、否決されました。

《日程第34、議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（梅原好範君） 日程第34、議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねをしておきたいと思います。

1点は、歳出の関係でございます。

7ページを見ますと、ふるさと応援寄附金事業9,051万3,000円ということです。その内訳については、謝礼、基金に積み立てる、通信手数料、委託料ということになっておりまして、それ以外に光熱水費とかシステム使用料とかを含めてその金額になるのではないかと思います。今、返礼品は3割以内ということになっておるわけでございますが、基本的には3割ということで返礼品は選んでおられるのか。若干、2割のものもあれば、2割5分のものもあるということなのかどうか。

8ページのシステム使用料について、具体的には何のシステムの使用料なのか伺っておきます。

交通対策費で、委託料なり負担金補助及び交付金がありまして、委託料では、コミュニティ・カーシェアリングの設立委託料として82万8,000円、また、補助金として7万5,000円となっております。この委託の内容について、具体的にどういう内容のものなのか。また、補助金の内容についても伺っておきたいと思います。

11ページの障害者福祉費の扶助費ですが、補装具給付扶助費ということで214万1,000円の追加となっております。義足とか車椅子の修理等という説明は聞いたんですけど、具体的には何件あるのか伺っておきたいと思います。

12ページのすこやか子育て祝金で70万円の増額ですが、具体的に何人を見込んでいる

か。第1子、第2子、第3子でそれぞれ祝金の金額が違ったと思うんですけども、それぞれ第1子何人、第2子何人、第3子以上何人というのが分かっておれば伺っておきたいと思います。

それから、15ページの農業振興費で、農業振興事業の227万7,000円は和知育苗センターの助成という説明があったと思うんですけども、具体的には、育苗センターの改修をして、今の現状からどうなるのか。育苗センターの施設に対して助成なのか。助成の率はどれぐらいの率で助成するのか伺っておきたいと思います。

併せて、環境保全型農業直接支払交付金というのがあり、16万円であります。対象は個人とか団体とかと思うんですけども、内容についても伺っておきたいと思います。

集落営農総合対策事業補助金として34万1,000円ありますが、これについても内容について伺っておきたいと思います。

それから、16ページ、商工振興費、負担金補助及び交付金で、小規模事業者等支援給付金の2,000万円を減額して、感染拡大予防支援補助金が2,000万円増額になっております。申請件数によるという説明もあったと思うんですけども、小規模事業者等支援給付金が予定よりも少なかったということかもしれませんが、具体的な状況と、感染拡大予防支援補助金を2,000万円増やす内容について伺っておきたいと思います。

また、商工観光補助金の940万円について、テイクアウトや宿泊の関係という説明があったかと思うんですけども、結果として、テイクアウトの助成とかこれまでやってきて、実績等について状況を併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、まず、ふるさと納税のほうからご説明をさせていただきます。

予算の中にシステム使用料がございますけども、それにつきましては、各サイト、ふるさとチョイスであったり、楽天、ふるなび、さといこ等いろんなサイトを活用しております。当初に比べまして今現在で5つのサイトを利用しているんですけども、その寄附額に応じた使用料ということで、今回、増額になる分について上げさせていただいておるところでございます。

返礼品の考え方につきましては、3割ということになっておりますので、商品のほうもそれぞれの業者さん等にご協力をいただいて、3割になるように行っていたいただいております。

それから、交通対策の関係の補助につきましては、新たな交通システムを考えていこうということで、カーシェアリングを導入していこうと現在進めているところでございます。このカーシェアリングといいますのは、もともと東日本大震災のときに、宮城県石巻のほうでは津波で車が多く流出してなくなったということから、全国から車を寄附で集められまして、その中でうまく地域で外出ができるような形を支援していこうということで、日本カーシェアリング協会というものが立ち上げられたところでございます。その仕組みが、震災の住宅1つの町を単位として、カーシェアリングが実施されているところでございまして、1つの町で、例えば、1台の車をみんなで利用していくということで、その分の費用をみんなで負担して活用していくという仕組みになっております。そうした取組が新聞等でも出ておったかと思いますが、今、大津市であったり、岡山県であったり、全国的に普及しつつある状況にあります。

本町でも高齢化が進みまして、免許を返納されて、バスとも関連はしてくるわけですが、外出しにくいという方も多くあるような状況でございます。今年度の8月21日にそれぞれ各町内にあります振興会の皆さんにお集まりいただいて、日本カーシェアリング協会の方に来ていただいて、お話を聞いていただいたところでございます。

コロナの関係がございまして、会議のできているところ、それからまだできていない振興会もいろいろあるような状況の中で、竹野活性化委員会のほうが取り組んでみようということで、今年度、テスト運行をしていきたいということで、今回補正をお願いするものでございます。

この導入の委託費につきましては、テスト運行であったり、カーシェアリングを行うに当たっての規約なりルールづくり、それからテスト運行期間中の車両の貸出しであったり、そういったことを委託しまして進めていくためのものでございます。

また、補助金につきましては、上限を設けまして実施をしていくということで、月2万5,000円を上限にして、年間30万円、リース料に係る分の補助をしていくということで、補助要項も定めさせていただいております。

次に、16ページの補助金関係でございます。まず、休業要請の給付金を940万円減額させていただいておりますけれども、これにつきましては、京都府の休業要請対象事業者支援給付金でございまして、既にもう応募が終わりまして確定しましたことから、減額させていただいております。今回、商工費の中では、新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業ということで、2,000万円また新たに上げておりますけれども、小規模事業者等支援給付金でございまして、一定支援が行われまして、後ほど実績等について

は報告させていただきますけれども、それぞれの事業者さんからは、感染防止に係る支援の応募をもう少しお願いしたいというようなご意見も頂戴しておりますことから、給付金のほうを減額させていただいて、感染予防支援補助金を充実させるという形で進めてまいりたいということで、今回お願いをしておるところでございます。

また、観光振興事業につきましては、先ほど申しましたように、休業要請の事業者給付金が一定確定したことから、一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、宿泊助成につきましては12月いっぱいを期限とさせていただきまして、テイクアウト宴会等につきましては、2月28日までを目途に実施するというので、調査をしまして、940万円が不足するということから、今回お願いをしたものでございます。

にぎわい創生課のコロナ対策で現在行っております事業について、実施状況等を報告させていただきますとまず、1点目には、交通対策一般事業としまして、公共交通応援事業補助金ということで、9月定例会でお世話になったバスの抗菌・除菌作業に係る事業でございますけれども、現在、申請は2件ということで、あともう少し出てくるように伺っているところであります。

また、集会所等の新型コロナウイルス対策支援事業につきましては、81集落から要望をいただいております。

それから、今も申し上げました京丹波町休業要請対象事業者支援給付金につきましては、41事業所から申請がございまして、510万円を交付させていただいたところでございます。

新型コロナウイルス対策小規模事業者等支援事業の中の新型コロナウイルス対策事業展開支援補助金につきましては、57事業所から申請をいただきまして、交付決定額としましては1,646万4,000円となっております。

また、小規模事業者等支援給付金につきましては26件で、現在の新型コロナウイルス感染防止対策応援補助金につきましては、26件の申請が来ておるところでございます。

それから、観光対策の部分でございますけれども、コロナウイルス対策休業協力給付金につきましては、1件ということで、グリーンランドみずほの分で、1,000万円となっております。

観光施設新様式応援事業も、現在のところ1件の申請が来ておるところでございます。

観光体験新設事業ということで、新たな観光メニューを作り出させていただくということで、すけれども、そちらも1件の申請が来ておるところでございます。

スポーツ施設の利用促進を図るための事業でも、現在1件の申請が来ておるところござ

います。

観光事業者コロナ対策応援事業、これは観光協会が実施するものでございますけれども、観光協会のほうから申請が来ている状況でございます。

飲食応援クーポン券の発行は、発売をしまして、完売したところでございます。

にぎWAIキャンペーンの宿泊助成の関係では、38件の申請が来ているところでございます。

お店でゼロ密宴会の助成事業は、今現在で74件の申請が来ております。テイクアウトの関係では65件の申請をいただいております。

観光プラン応援事業ということで、町内バス事業者を活用したものにつきましては3件の申請があったところでございまして、もう少し申請がある予定でしたが、コロナウイルスの第3波ということでキャンセルをされております。

4つの道の駅の関係のコロナウイルス対策地域振興施設持続化補助金につきましては、4施設から現在申請が出ている状況となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねのございました11ページの中ほど、補装具給付扶助費の214万1,000円の内訳でございます。主なものとして、義足の交付を1件、104万円ほどのものを見込んでおります。それから、補聴器が7件、靴型の装具が1件、短下肢装具としまして、膝下の装具かと思いますが、これを2件、見込んでおります。

そのほかには、車椅子の修理として10件、それから補聴器の修理として2件、合計で24件の交付を見込ませていただいております。214万1,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 12ページのすこやか子育て祝金事業でございます。

70万円の増額につきましては、件数としましては4件の増となります。それぞれの見込みの人数の内訳でございますが、第1子が16件、第2子が18件、第3子以降につきまして16件、合計で50件で580万円を見込んでおります。当初予算では510万円でございますので、差額の70万円をこのたびお願いするものです。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 15ページ、農業施設整備補助金につきましては、和知ふるさと振興センターの育苗施設の蒸気ボイラーの更新でございます。昭和62年度に、当時、和知の農業協同組合の育苗施設ということで開設されまして、ご承知のように、平成30年7月に和知ふるさと振興センターに売渡しになったところでございます。そのボイラーについて、これまで一定温度が保てない中で、職員によりまして人力で細かく温度等の調節等をお世話になっていたわけでございますけれども、やはりそういった温度が一定に保てないということもあり、また、故障した場合に、次の部品がないというあたりから、今回、更新をお世話になるということでございます。

補助率につきましては、10分の10以内ということになっておりまして、これにつきましては、今現在、和知地区の約95%の育苗をこちらのセンターでお世話になってるということで、やはりこのセンターが稼働していないと、住民の方に大きな影響が出るのではないかなというようなこともございまして、10分の10の町長特認の補助ということで考えておるところでございます。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境保全に効果の高い営農活動を支援させていただくということで、これまでから補助をさせていただいてる分でございます。その中で、有機農業に対する補助が1件、堆肥の散布に対する補助が1件ということで、合計2件の補助をさせていただいてるところでございますけれども、それぞれの面積等の下限や単価の改正等から今回増額をお世話になるものでございます。

3点目の集落営農総合対策事業補助金につきましては、農地集積を実施し、担い手となった集落営農法人等への経営強化の助成事業ということで、この分につきましては、9月補正でもお世話になったところでございますけれども、新たに面積が増えたことや、新たにお世話になる事業法人が出てきたということで、今回、34万1,000円の増額をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点だけお伺いします。

教育費の19ページ、20ページに要保護・準要保護就学援助費が上がっております。これは小学校と中学校とそれぞれあるわけですけど、小学校で138万8,000円、中学校で74万円と上がっている内訳をお願いします。

近年、要保護・準要保護の就学援助が増えている動向について、教育委員会としてはどのように見ておられるのか。その点をお伺いします。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） まず、19ページ、児童扶助事業に関しましては、準要保護就学援助費の増ということでございます。内訳といたしまして、当初見込みで92名を見込んでおりましたのが104名を見込むものでございます。

それと、入学前支給ということで、この3月に入学前の支給を予定しておりますけれども、それが9名から20名ということで、11名の増を見込むものであります。

続いて、20ページの生徒扶助事業の関係も、準要保護就学援助費ということでございます。当初49名を見込んでおりましたのが50名、それから入学前支給、同じくこれも3月に支給をさせていただく予定としておりますけれども、当初14名と見込んでおりましたのが22名ということでございます。

若干、増加傾向にあるということで、どういう分析かということでありますけれども、申請書を見る限りにおいては、コロナ禍というようなことは明記はされておられませんけれども、今年度についてはやはりそういった影響もあるかということと、やっぱり転入の方に関係した形で、若干増えておるかということは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

西山君。

○8番（西山芳明君） 先ほど山田議員からも質問があったんですが、支出の8ページの10目、交通対策費のカーシェアリングのことで2点ばかり質問をさせていただきます。

まず1点目は、先ほどカーシェアリング事業の概要については、栗林課長から詳細説明をいただきましたので理解をしたわけですが、今回、竹野地区活性化委員会で手を挙げられたということで、このエリアには現在町営バスの竹野線の路線が敷かれておるわけですが、こうした路線バスとの整合性というのはどういうお考えを持っておられるのかということが1点。

それから、今回の取組については、位置づけとしては実証実験的な位置づけでやられるのかというふうに思うんですけども、この結果次第では、今後どういった展開、さらにほかの地域へも拡大を進めていく方向性があるのかどうか。非常にこの制度自体は、先ほどもあったとおり、免許の返納の問題とか、あるいは高齢者がどんどん増えてくる中で、公共交通ではないんですけども、より利便性の高い交通手段としてかなり利用度が高まってくる可能性もあるかと思うんですけども、そうした観点から2点質問したいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） カーシェアリングの件につきましては、冒頭申し上げたとおりではございますけれども、やはり地域の中で話し合っ、て、まずルールづくりに取り組んでいただきながら、テスト運行も交えて、今年度から実際に取り組んでいくというように聞いているところでございます。町営バスとの関係もいろいろ出てくるんですけども、カーシェアリングの取組につきましては、運転手についてはボランティアという形になりまして、どちらかといえば、運転手の都合のほうが優先されるということになります。1週間単位ぐらいで利用の予約を聞きながら行っていくんですけども、例えば1名しかボランティアの方がおられないという状況で、運転手の都合で午前中しか無理ですよということになれば、例えばどこかに送っておいて帰ってこられるときは町営バスを利用していただく。また、例えば運転手が竹野から出るのは私は無理ですよというようなことになれば、家から最寄りのバス停まで送ってもらうとか、いろんな仕組みづくりができてくるのではないかとこのように思っております。

今、竹野のほうでは、3回ぐらい協議をしていただいております、以前からサロンを開いておられますので、そのサロンの送り迎えも実際にはやられておるような状況ではあるんですけども、サロンの送り迎えもこのカーシェアリングの車を使ってやっていきたいというようなことも伺っているところでございます。現在のところは2名ぐらいのボランティアの運転手を確保できている状況であるように聞いておるところでございます。

将来的な部分としましては、先ほども説明をさせていただきましたが、8月21日の説明には、町内にあります全ての振興会から出席をいただき、お話も聞いていただきましたし、そこには社会福祉協議会であったりうちの病院関係、保健福祉課、にぎわい創生課の多くの者がこの事業のことについて聞かせていただきました。今後いろんな面で、例えば病院へ行きたいという場合についても、先ほども言いましたように、運転手さんの都合ということになりますので、行きはカーシェアリングを使って、帰りは例えば町営バスでというように、うまく公共交通機関であります町営バスと連携をしてもらう、バス停まで行くのがなかなか無理なんだということがございましたら、例えばバス停までだけカーシェアリングを使って送っていただくなど、うまく公共交通機関と併せてこの仕組みが使えないかと考えておるところでございます。

ほかの振興会におかれましても、大変興味を持っていただきまして、先ほども言いましたけれども、コロナで今年度はなかなか振興会の行事や会議ができていないということから、進んではないわけですけども、今後、またコロナの状況を見ながら地域の会議の中で検討を

いただくような話も聞いておまして、令和3年度でも若干の新設の部分の予算計上等も現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 私も今のカーシェアリングの関係でお尋ねしたいと思います。

内容について分かっていなかったんですが、今の説明で大体つかめて、いい取組だと思いますし、今後における1つの交通体系のモデルになるかというふうに思っています。この実証実験を通じて各地域に広がるかという思いはしてるんですけども、予算書を見てたら、委託料と補助金ということで、委託料はテスト運行とかルールづくり、補助金はリース料金を補填するということですけど、事業主体は町ですか。委託するということは、事業主体は町なのか。

それから、このシステムがいま一つ分かりにくくて、振興会等を集めて説明会もしたということで、そのときにそういう資料を配付されたと思いますので、できたらそういうものも我々にも頂きたかったと思います。事前にこういうことかということが分かっておれば、なおよかったかと思うので、また後日でいいので、配付していただければありがたいと思っております。先ほど言いましたように、事業主体は町で、あくまでも振興会に委託して実証実験をしていくんだという考えなのか。やっぱり全て振興会にお任せして、車も全部買って、それに対して補助をしていくんだということなのか。その辺お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） カーシェアリングの取組につきましては、使用する車については、地域におられる個人の車を借りてということでもいいだろうと思うんですけども、やはりそうなりますと、例えば事故があった場合のことを考えますと、個人が掛けている保険を活用するという話にもなりますので、このカーシェアリングで利用する車については、リースの車を借りていただいて実施するというものでございます。その話合いも、竹野の例を申し上げますと、地域振興会という竹野活性化委員会がありますので、竹野活性化委員会の中でいろんなルールづくりをしていただく、それから利用される方で平等にリース料であったりガソリン代、駐車場代、また、それに係る取りまとめをしていただく役員の方の報酬であったり、その辺のところはこれぐらい要りますよというところから利用料の積立てを行って、それで賄っていくという仕組みづくりになります。実際に料金を取るようなこと

をしますと、白タク行為になりますので、最後、1年のどこかで区切りを付けるんですけども、そのときにお金が余っておれば、その分は利用者に返還するというような仕組みになりまして、道路運送法には当たらないという形になってきます。

特に、東北のほうでは、京丹波町で言いますサロン活動というものの中でルールづくりをされておるような状況でありますので、京丹波町ではもう既に振興会の組織があって、その組織を活用してこのカーシェアリングという仕組みを振興会単位でやっていくのがいいかということで、8月に説明会をさせていただいたという状況であります。

また、資料につきましては、後ほど配付をさせていただけたらと思っているところでございます。

委託につきましては、やはり地域で運行をしていただくということが重要でございますので、今回については、町がカーシェアリング協会と委託契約を結んで、竹野振興会にやっていただく分を町が委託をして、実際にルールづくり、初期の導入部分について実施をしていくということで、あくまでも運営については地域でやっていただきます。補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、車のリース代金の半分になるかどうかはちょっと分かりませんが、2万5,000円を上限として助成していくものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 今は町が協会と契約を結んで、竹野に委託するということですが、実証実験がうまくいってやりますとなれば、協会と地域との関係が出てきて、もう事業主体はいずれそっちに移っていくということでいいのか。町はそういうことを目指しているのかどうかということです。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） あくまでもこの委託については、初期の導入のサポートをいただくという部分でございまして、やはり運営については、地域が主体となってやっていただくこととなります。町としては、地域がやるんだということを受けまして、初期部分の費用、本来ですと地域が導入のサポートの分を見ていただかないといけないと思うんですけども、町が初期導入に関して費用を負担させていただいて進めていくということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田均君） 私もカーシェアリングのことについても一度伺っておきたいので

すが、今回、委託料として82万8,000円、カーシェアリング設立委託料ということですけども、今ありましたように、対象となっておる竹野活性化委員会がこのカーシェアリングの協議会みたいなものを設立されて、そこに委託料を払うという解釈でいいのか。今ありましたように、それぞれの地域の振興会で取り組んだら、その地域ごとにカーシェアリングの協議会とか委員会みたいなものを設立するというイメージでいいのか。カーシェアリングの協会があるようでございますけども、そこに加入してそういう関係になるのか。設立の委託料ということからすると、竹野地域でカーシェアリングの委員会か協議会みたいなものをつくるということでその設立の委託料という解釈でいいのか伺っておきたいというのが1点でございます。

もう1点は商工の関係で、今回、小規模事業等支援給付金を減額して、感染拡大予防支援補助金が2,000万円ということになっているんですが、先ほど説明いただいた資料の一覧表で見たら、今回、補助金を増額するのはどの部分に当てはまるのか。同じ呼び名のものがないのでお尋ねをしたいと思います。といいますのは、これまで町も含めてコロナ対策でいろいろ支援金を支出したし、支援してきたんですけど、町内の商工業の実態を見れば、高齢で自分の代は何とか商売をしたいが後継者がいないということで、コロナ対策の補助金を受けてコロナ対策で店の中を改修するというようなことまではできないという人もいます。せめてコロナ対策として空気清浄機を購入して、感染予防をやりたいという声もあるんですけども、そういうものについては今回の感染拡大予防支援補助金というのは対象にならないのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、カーシェアリングにつきまして、本来ですと、カーシェアリング協会に委託せずに町がうまく引っ張っていければいいんですけども、当初の運営がうまくいくように、カーシェアリング協会に竹野に入っていただいて実施をしていくものでございますので、委託については町とカーシェアリング協会が契約を結んでやらせていただくということでございます。

あと、今回の補正をお願いしております感染症予防対策については、今もありました空気清浄機の購入であったり、事業者が感染予防に係ってされたものも対象となりますので、ご利用いただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今の感染拡大予防支援補助金につきまして、これは今私申し上げました空気清浄機のようなものも対象になるということでございましたけども、補助は10分の10なのか、どういう率なのか併せて伺っておきます。一覧表の中にはこの分は該当はないということなのか。あればどこに入るのかも併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 感染症予防支援でございますけれども、9月補正で事業をつくっております、今回充実をさせていただくものでございます。事業の中身としましては、小規模コースと大規模コースという形でコース分けをさせていただいております。小規模コースにつきましては、上限を10万円といたしまして、その分の補助率につきましては10分の10としておりますし、大規模コースにつきましては、上限を50万円といたしまして、3分の2ということで実施をしてきておるところでございます。10万円以上かかるものについては、大規模コースということになりますので、それ以内を小規模コースといっておるんですけれども、そちらのほうであれば10分の10で対応できると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第95号を採決します。

議案第95号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひします。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

審議の途中ですが、これより議場内換気のために暫時休憩とします。再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第35、議案第96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35、議案第96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の5ページ、保険給付費、負担金補助及び交付金で、一般被保険者の高額療養費4,000万円となっております。対象者が増えたということだと思っておりますけれども、何人になるのかをお尋ねしておきたいと思っております。また、増えた要因について分かっておれば伺っておきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） お尋ねの高額療養費につきましては、基本的に月ごとに計算するもので、ただ同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はまた別計算、2つ以上の医療機関にかかった場合にはまた別計算ということになりますので、人数というよりも件数でお答えしたいと思います。今までの実績によりますと、一月の平均ですが、約150件となります。参考までに、高額療養費に係るまでの一般の療養給付費の件数は、平均月約4,000件という状況です。その分を超えた分が150件あるということでご理解いただきたいと思いますし、主な要因ですけれども、コロナ禍で受診控えもある中で、その中でもどうしても治療や投薬が必要な方がいらっしゃいます。さらに、大病を患われて手術をされたり、難病に対する高額な薬剤が処方されたということが今年度極めて特徴的なものでありまして、その分が全体の費用を上げておりますので、今回、4,000万円の追加をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第96号を採決します。

議案第96号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第36、議案第97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第97号を採決します。

議案第97号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第37、議案第98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○11番（東まさ子君） 6ページの基金積立金につきまして、今回、90万1,000円の減額となり、修正後の額は906万5,000円となっております。積立金額は1億9,303万8,000円というふうに聞いたと思うんですけども、令和元年度も高額な基金積立をしておりますし、今回も最終的にどうなるか分かりませんが、900万円余りの基金の積立が予定されているということでもあります。第7期介護保険計画は今年度までであります。基金が積み上がっている背景をどのように認識されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今、東議員からございました基金の積立での状況でございますけれども、平成30年度から令和2年度まで、今、第7期の3年間ということで、取崩しをすることなく各年積立をさせていただいております。今年度におきましても、900万円余りの積立を予定しておるところでございます。当初、第7期の保険料を算定させていただきましたときには、基金も計画的に取り崩すということで、基金の算入もしまして保険料を算定させていただいたところがございますけれども、やはり国から交付されます普通調整交付金なりの交付率が予測していたよりも高い率で交付されたということもございましたし、保険者のインセンティブ、評価に値します保険者機能交付金という内容の交付金が新たに創設されて、そういった当初見込み切れなかったような交付金の交付も受けたということもございまして、思っておりましたようには取崩しを必要とすることなく積立でという結果となりまして、現在では、取崩しの見込みはない状況で推移しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 国の交付率が上がったということでありまして、インセンティブ交付金ということで新たに創設されたということでありましてけれども、このインセンティブ交付金については、本町でも幾らか交付されているということですか。それはどういう中身について、インセンティブ交付金が交付されているのかお聞きをしておきたいと思っております。

また、利用者負担なども上がっていることによって、こういう積立てができる条件が広がっているのではないかとこのふうにも思ったりするんですが、そのあたりはどうですか。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） まず、インセンティブ、本町の取組に対する評価という面での交付金でございますけれども、今年度におきましては、保険者機能強化推進交付金で470万3,000円、また、新たに支援交付金という部分で468万2,000円、合計938万5,000円の交付金を受けるようになっております。この部分が当初見込み切れていなかった部分でございますけれども、この内容につきましては、特に人材確保に積極的に取り組んでおりますことや、また、包括を中心としまして、いろんな連携の取組をさせていただいてるといった国の示します評価指標に基づいて、本町がどれぐらいの取組をしているかの点数づけがありまして、それに対する交付ということで交付金を受けている状況でございます。また、そういった部分で歳入が増えている要因にはなっております。

それから、利用者負担につきましては、確かに平成30年度から3割負担の方等もございまして、そういったことも利用者負担が増えている要因にはなっております。当初そのあたりも若干の見込みは立てておりましたので、今現在は、当初の見込みに対してどうであったかというところまでの分析まではできておりませんので、ご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の6ページ、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金補助及び交付金で、総合事業サービス事業費負担金ということで75万5,000円増額になっております。他市町村での利用分という説明があったと思うんですけども、対象となる人数は何人なのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 6ページの総合事業サービス事業費負担金ということで75

万5,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましては、他市町村の軽費老人ホームというような住所地特例という制度が適用される方が入所されていて、そこで訪問型なり通所型のサービスを利用された場合に国保連合会を通じて請求される分に対して支払いをさせていただいてる負担金となっております。これも月によって増減がございますので、一律には言えないところもございますが、大体、訪問型、通所型合わせまして、月平均4名程度のご利用を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第98号を採決します。

議案第98号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第38、議案第99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の関係で伺っておきたいと思うんですけども、一般管理費で地方公営企業法適用推進事業ということで、今回、1,500万円の減額になっております。

説明では、入札を確定したものであるということをごさいます。委託料の入札の結果、何社が参加して、どこの業者に決まったのかという点を伺っておきます。

また、この業務の期間はどれぐらいの期間が設定されているのか伺っておきたいと思います。

それから、公共下水道施設管理事業で汚泥脱水業務委託料ということで300万円の減になっております。見込みによって減ということですが、当然、予算は前年度の実績とか見通しを持って立てられておられると思うんですけども、この汚泥脱水業務は契約をしてその結果減になったのか。多分、船井衛管かと思うんですけども、具体的な委託料の減の理由を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） まず、第1点目の公会計に移行業務の入札結果でございますが、入札参加業者は12業者、そのうち辞退された業者が4社、無効とされたものが1社、入札を行ったものが7社でございます。落札をいたしました業者につきましては、オリジナル設計株式会社京都営業所でございます。期間につきましては、3月19日までとしております。

それから、特定環境公共下水道の汚泥の関係でございますが、汚泥引き抜きにつきましては、例年決算において不用額として相当な額を計上しておりますので、見直しをするようにということで指示をいたしました。このことにつきましては、契約をしておるわけですが、汚泥引抜料に依拠しますので、上半期の結果を基に下半期の見込額を算出し、その差額について今回減額補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今回の入札結果でオリジナル設計株式会社と委託契約するということですが、公営企業法適用の移行業務ですので、一定の期間の中で業務委託をしていると思えます。私がお尋ねしたのは、その期間で、それが3月ということなのかどうか改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 下水道事業につきまして、法適化を目指しておりますのは、令和6年4月1日からの移行を目指しております。下水道の事業につきましては、特別環境保全の事業、それから農集、それぞれ事業がございますので、今年度につきましては、特定環境保全公共下水道の資産調査に取り組んだところでございます。委託期間につきましては、

契約日から令和3年3月19日です。今年度については、特環の資産調査を行ったところ
でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第99号を採決します。

議案第99号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原
案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第
2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業
特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の関係で伺います。今回、職員の共済組合負担金として、24
5万4,000円の増になっておりまして、会計年度任用職員の関係だと思っ
ては、現時点でフルタイムの方が何人で、パートタイムが何人か伺ってお
きたいと思っております。

共済組合負担金については、それぞれの賃金に応じて支払うものなのか。1
人当たり幾らなのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回の補正で上げております共済組合負担金につきましては、会計年度任用職員制度のフルタイムの方が18日以上12か月間対象になりますと、共済組合の加入になってくるということで、今回、見直しをしまして、共済組合負担金を増額させていただいておるところでございます。

5ページに明細表を付けておりますけども、職員数22人で、うち6名がパートタイム任用職員でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第100号を採決します。

議案第100号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第40、議案第101号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 委員会でもお尋ねした経過はあるんですけども、歳出の4ページ、負担金補助及び交付金で、桜山地域振興会対策補助金として、今回33万3,000円の追加になっております。対象となる件数、また内容について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 上林瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（上林太志君） 4ページの桜山地域振興対策補助金33万3,000円の増額のお願いですけども、申し訳ないんですけども、今手元に件数までは把握しておりません。制度に基づきまして、今年度、区のほうから要望のありました箇所が、当初計画しておりました予算額より超えることが判明しましたので、今回33万3,000円の増額補正をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第101号を採決します。

議案第101号 令和2年度京丹波町桜山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第41、議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

- 12番（山田 均君） 6ページの資本的収入、府補助金ということで2,405万5,000円、そのうち新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業ということで、医療分が2,325万5,000円、10分の10ということで上がっております。資本的支出の8ページを見ますと、器械備品購入として2,100万6,000円上がっておりまして、府の補助を受けて購入したということだと思んですけども、京都府から2,325万5,000円を受けて、ここで上がっておるのは2,100万6,000円です。コロナの対策ということでございますので、この差額の分の224万9,000円は、どこの分に何を購入したのか伺っておきたいと思えます。

以上です。

- 議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

- 医療政策課長（中川 豊君） 7ページをまずご覧ください。

有形固定資産の購入といたしまして、今回、2,100万6,000円の補正をお願いしまして、年間の事業費を3,831万5,000円としたところでございます。この3,831万5,000円の内訳を申します。今回の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金でございますが、これが約2,325万円、10分の10で充当しております。機械備品は14件購入することになっております。そして、先ほどの3,131万5,000円から補助対象の2,325万円を引いた分、残額の1,506万円につきましては、単費で器械備品設備等々、コロナとは関係のない備品を購入するということで、その数が12件になっておるということでございます。

以上です。

- 議長（梅原好範君） 山田君。

- 12番（山田 均君） 私がお尋ねしたのとちょっともう1つ分からないんですが、京都府の補助金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業ということで、医療分2,325万5,000円を資本的収入として受け入れたと思うんです。それを使って資本的支出として器械備品購入、新型コロナ関係で2,100万6,000円を購入したということだとこの予算書から見れば思います。京都府から受けた2,325万5,000円から、ここに上がっておる備品購入で2,100万6,000円を充当したということで、10分の10ですので、差額を見ますと224万9,000円という数字が出てくるんですけど、これは何に

充てたかということをお尋ねしたんです。今、7ページの有形固定資産購入費ということで、議決の予算と今回の補正と足して3,831万5,000円という説明があったんですけども、224万9,000円は、議決を予定していたところへ充当したということなのか。目的が新型コロナウイルス感染症に関わる補助金ですので、その点どういうものに使ったかということをお尋ねしたんですけども、答弁としては理解ができなかったので改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 失礼いたしました。

新型コロナウイルスの発生による補助金で、4月以降に既に購入しておいた備品等についても補助の対象ということになっておりますので、1年間を通して府の補助金といたしましては、コロナ対策で2,325万円を収入として受けるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第102号を採決します。

議案第102号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第42、議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 何点か伺っておきたいと思います。

1点目は、収益的収入の12ページで、今回、水道料金が600万円減収見込みになっております。これまでの実績や見通しの上で減額ということかもしれませんが、減収の理由というのはどのように見ておられるのか。600万円という大きい金額でございます。町民の個人の分なのか。企業なのか。企業ということになれば、コロナの関係で生産が減ったとか、操業が短縮とかそういうことかもしれませんが、減収の要因はどのように捉まえているのか伺っておきます。

14ページの収益的支出で、水質検査委託料が379万円の減になっております。この減の理由はどういうことなのか伺っておきたいと思います。

それから、資本的収入の18ページで、水道管移設工事ということで1,331万円の減になっておりますが、どういう理由で減額になるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） まず1点目、水道料金の減収の原因でございますが、当課といたしましては、コロナウイルス感染症の影響を受けておるものというふうに認識をしておるところでございます。ご承知のように、緊急事態宣言が4月7日に7都府県に発出され、その後、16日には、全都道府県に拡大されたところでございます。

京都府におきましては、7都府県に加えて13都道府県の特定警戒都道府県ということで特に対策が求められたところでございます。町内の小中学校の臨時休業が3月3日から5月31日まで長期間にわたり実施されましたので、町内の小中学生については、家庭内での養育がなされたところというふうに認識をしております。

水道料につきましては、前年同期比として、4月から10月まで積算をしております。13ミリ口径につきましては、一般家庭というふうに承知をしておりますが1,623口。一般家庭、13ミリ口径については、4月から10月、前年同期比、296万円の増額となっております。あと、20ミリ口径から75ミリ口径については、合計205口径あるわけですが、積算しますとそれぞれ減収となっております。相殺いたしますと総合計として696万1,720円の減収となったところでございます。

600万円といたしました経過につきましては、コロナについては、G o T o トラベ

ルとか、G o T o イートとか、経済についての政策も提案されておりましたので、そういうことを見込んで、ホテルも開業しましたので、少しは増収するのではないかという見込みもありまして、600万円の減収ということで、今回、補正予算に計上をしたところでございます。

14ページの水質検査委託料につきましては、それぞれ単年度で入札をしております。今年については、例年と違う業者が落札いたしましたので、若干減額となったところでございます。

18ページの水道管の移設工事については、上乙見の砂防工事が来年度以降に延期されましたので、その分について減額をしたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 常任委員会でも質問したんですけど、まず一番初めのページにありませぬ消費税及び地方消費税資本的収支調整額、2つ目に過年度分損益勘定留保資金、それから3つ目に当年度分損益勘定留保資金、これらは7ページ、8ページの貸借対照表のどの科目に入っているのか教えてください。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 常任委員会でもご指摘を受けたわけでございますが、補填する財源の内訳でございます。資本的収支不足額に補填します消費税及び地方消費税の資本的収支調整額につきましては、4条建設改良費、それから分担金、府補助金、他会計負担金、その他資本的収入、これは資本を形成するために取り組むものでございますが、その部分について消費税の調整を行いますので、その部分の見込みを111万3,000円と計上したところでございます。

過年度分の損益勘定留保資金につきましては、過年度の決算時の貸借対照表の数値を捨てることとなります。ここには添付をしておりませんので、口頭で説明をさせていただきますが、元年度決算のBS（貸借対照表）の流動負債から流動企業債元金償還金を減じた額が1億6,594万8,000円、これは元年度決算ですので確定した数字でございます。

当年度分の損益勘定留保資金につきましては、資本的収支の不足額3億6,307万2,000円から先ほど申し上げました消費税の調整額111万3,000円と確定しております過年度分の留保資金1億6,594万8,000円を減じた額、1億9,601万1,000円ということで計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 数字ではなしに、勘定はこの貸借対照表の中に入ってるのではないかと思うんです。というのは、病院会計は留保資金は現金勘定の中に入ってるということですので、公営企業会計で水道会計と病院会計は違うんですか。どこに入ってるかを教えてほしいんです。消費税云々というのは、この貸借対照表のどの部分かとか過年度分損益勘定留保資金はどこに入ってるのか。どこかに入ってるはずですので、それを教えてほしいんです。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 今申し上げました数字につきましては、予定貸借対照表ですので出てまいりません。決算時につきましては確定をいたしますので、確定した数字が申し上げますけれども、今回提案しているのは予定貸借対照表、これは令和元年度の決算額も拾い上げておりますので、正確な現金の流れについては表示することができません。現金の流れが分かりますものは、この予算書で言いますと3ページのキャッシュフロー計算書の下段の3行、資金期末残高、資金期首残高、資金増加額（又は減少額）、これが現金の流れとしては把握できるものかというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと質問をしている内容が悪いのか、うまく通じてませんので、改めて個人的に勉強に行かせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第103号を採決します。

議案第103号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第43、議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 特別委員会でも説明を若干受けたわけでございますけども、今回提案になっております変更ということで10項目上がっております。その中で、地中障害物のコンクリート殻とか、軟弱地盤とか、基礎下地盤改良とあります。実際、工事をやっているわけですから、実際これらはもう執行されておるということにはなりますが、契約の場合には、先ほどの議案第94号でもありますように、地方自治法に基づいて議会に提案して承認を受けるということになっておるわけです。地方自治法の第96条第1項第5号に、契約の場合には5,000万円以上については議会の議決を得て執行するということになっております。自治体が行うものでございますから、当然一般の寄附とは違って、税金を使っておるわけで、そこに変更が生じれば改めて議会の承認を得なければならないということで、これは第96条第1項第5号に関わるものでございます。それができていなかったという説明も聞いたわけでございますけども、これは明確に地方自治法違反です。それがこの追加提案のときに何も説明はなかったわけです。15日に緊急に特別委員会が開催されて、その場で説明を受けたわけでございます。これはどういう認識であったのか。知らなかったとか、そう思わなかったということですが、それぞれの分野によって責任ある者がやっているわけで、法律を守るというのがまず大前提で行政は執行をしているわけでございます。それについて、何も提案理由にもありませんでした。15日に特別委員会をして、その場で説明を受けたわけでございますけども、あまりにも認識が弱いといいますか、責任問題にも発展する問題だと思います。金額はどうあれ、きちんとそういうものをやらなければいけないということは法律で決まってるわけですから、この点についてはどういう考え方をしておられるのか。町長が提案されておりますので、町長に見解を伺っておきたいと思っております。

それから、今回、議場の家具を2,539万円追加で、いわゆる工事として発注するということになっておりました。もともと議場は多目的に使うということで、机や椅子も移動をする

ということでした。机や椅子を固定するということが議場の家具を工事の中に含めるということならまだしも、もともと机や椅子は移動式だと言っておいて、何も変わらないのに何でこういうことになるのか。ここにありますように、電気、映像、音響、配線ということで、議会運営のシステム構築に当たって机や椅子の配置と調整を行いながら設置する必要があるということですが、もともと移動するという前提で設計もされているはずなので、何でこういうことが理由として挙げられるのか。当初の予定では、職員の事務机やいろんなものと一緒に備品購入を予定されてました。あえて何で追加工事として提案されるのか何っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの件でありますけども、追加工事として提案をさせていただいておるものにつきましては、既に着手の変更というものを含んでおりまして、先ほどご指摘がありました地方自治法第96条の規定でありましたり、本町の条例の規定にそぐわない形で追認をお願いするような形になっておりますことに対しまして、おわびを申し上げたいと思います。

今後につきましては、一定のこういった工事を進める中で追加工事の発生等も考えられますので、取扱いのガイドライン等の策定に取り組んで、工期が延長することによって非常に工事期間がかかるというようなことも考えられますので、専決処分ができるような形で何とか調整ができたというふうに考えております。おわびを申し上げますとともに、ご理解をいただきたいということでお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議場の家具工事につきましては、本工事で行うように変更させていただきました。この理由といたしましては、議会運営のシステム、いわゆる電気でありますとか映像、カメラ、また音響に係る配線を伴うものでございます。カメラにつきましては、自動でズーム、あるいはパンといたしまして、アップにしたり展開したりというような装置でございますが、そういったものを実際に行う机の配置と併せて、一体的に同時に設定することで正確なシステムの稼働が図れるというところで、切り離せないということから、今回、机その他の家具と併せまして、備品から組替えをお世話になったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 議場の机を固定するなら分かりますが、移動式なんです。教室型、コの字型、いろいろ使えるだろうという想定ですけども、そのたびに今言われたように調整

をしなければならないということになるわけです。初めに新しくできたときに調整しておいても、例えばコの字型にしなければならないようになったら、また調整をしなければならないわけです。もともとの考え方が移動式だということであれば、どこに椅子や机を置くかということは分かるわけですし、当然カメラですので、カメラの向きのことだけで、若干の移動もできるわけですから、何であえてわざわざこの工事費の中に2,500万円を入れなければいけないのかということになると思います。そういう不明瞭なやり方というのは、既に実施した工事の内容に足して、一定の金額にしたということしか考えられません。当初の計画にきちんと基づいてやるべきですし、やっぱり事前に議会にももっと協議をして進めるべきだと思うんですけど、いつの時点で一体的な工事としてやるということになったのか伺っておきたいと思います。

それから、町長は、今申し訳ないということでございましたけども、地方自治法第96条の違反なんです。本来なら責任を明確にして処分をしなければならないんです。そういうことをはっきりさせておいて、その上で改めて180条の規定について議会にお願いするのが筋道だと思います。金額の大小にかかわらず、現在の法律ではそうなっておりますので、当然、そういうことができていなかったということに対しての責任の所在について、町長としてどのようにするのか。法律に違反しているわけですから、ただ申し訳なかったということで済むのかどうかという問題だと思います。ここに町長の姿勢が厳しく問われると私は思うんですけども、町長自身は申し訳なかったということで、それでよしという考え方なのか。やっぱりしっかりとしたけじめをつけて、間違いは間違いとしてきちんと正して、今後についてはこういう取組も考えていくという立場でないと、公平公正が守れないことになると思うんですけども、併せてその見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この件に関しましては、先ほどもおわび申し上げましたとおりで、その対応につきましては、改めて検討はさせていただきたいというふうに考えておるところでございませう。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議場の家具の件でございませう。

当初は、電気、映像、音響に係る配線の議会運営のシステムの構築に当たりましては、本体工事のほうに入っておりました。しかしながら、机でありますとか椅子、発言台、傍聴席、また議員各位の机をセパレート、1席にするというようなところもありまして、そういったところから正確な位置の設定を併せてするほうが効率よく議会運営システムが稼働するとい

うところから、今回、改めてそういった内容協議を行いまして、補正を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今回の議場の椅子等のことですが、この前、特別委員会で聞いたときには、変更前と変更後の比較を問うたときに、変更前にはこういう椅子等は全然設計の中には入ってないという答弁でした。今回は、それを契約の中に入れないとできないということなんですけど、そういうことになりますと、当初入れてないのに今回は入れなければいけないというのは、契約内容は同じ家具なのに、何でそう変わるのかちょっと理解ができないんですけど、どうなってるんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 当初の計画は、現設計のとおり計画していたわけでございます。先ほども繰り返しになりますが、机、椅子等、それぞれのレイアウト的なものも固まる中で、この議会運営システムを正確に稼働させるというところから、今回併せて議場の家具工事を施工したいということで本体工事のほうに上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そしたら、設計前の図面の二人掛けと三人掛けの机の分は契約の中に入ってたということですね。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 特別委員会のときにもご説明させていただきましたが、この変更前、変更後の図面を付けさせていただいてる肌色の分につきましては、ここに分かりやすく書かせていただいておりますが、変更前のところには、椅子等の肌色部分が入ってなかったということでございます。図面は分かりやすくさせてもらったということでご容赦いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そういうことになりますと、今回何で入れなければならないんですか。入れなくてもいいでしょう。その辺の答弁が矛盾していると思うんですけど、どうなんですか。入れる必要ないと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど来も説明させていただきましたように、システムの稼働と併せて、このレイアウトを設定するという形で工事を進めさせていただきたいということで今回入れさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 追加の4,580万8,400円の内容を見ていますと、今議場の関係で会議室の壁とか、議員準備室のレイアウトとか、委員会室の音響ということで、7割近くがその関係の予算の額になっております。契約議決の第96条第1項第5号では、契約をして変更があれば議会の議決が要するということになるんですけども、それに該当するのは1,218万5,000円ということになると思います。一つ一つ見れば、例えば地中に障害コンクリート殻が出てきたとか、軟弱地盤の改良とか、基礎下地盤改良とかが出ておりますし、また、腐葉土の移動処分というのものもあるんですけど、庁舎のときに相当な金額を使って地質調査など事前の調査をやっています。本来、当然そういうものがちゃんとできておれば、突発的なこと以外は出ないと私は思います。どういう調査をしていたのかも問われると思います。第96条で変更をちゃんと求めて、議会の承認が得なければできないということになっているわけですが、なぜそういうことになっているかというのと、そのためには事前の調査をきちんとしてやるということになっておるわけです。やっぱり町民の血税を使ってやるという点で言うと、1円でもちゃんとして、根拠に基づいて無駄のないようにしなければいけないと自治法でもそうなってます。最小の額で最大の効果を上げるということになっているわけですから、そういう姿勢でしっかりやっていなかったということになるし、設計者とか庁舎をした業者の問題もあると思います。そういうことが曖昧にされてきているのではないかと思うんですけども、そういうことはどこでチェックをして、問題がないようにするかというようにしなければ、行政システムとしては成り立っていないと私は思います。責任の所在もはっきりさせて議会に提案するというのが筋道だと私は思います。地方自治法第96条違反だと明確になっているのに申し訳なかったと、よろしくお願ひしますと、そんなものではないと私は思うんです。我々議員も住民の代表として来ているんです。皆さんも町民の税金をしっかりと使わなければいけないという立場でしょう。庁舎という50年に一遍あるかないかの事業だと片方で言いながら、こんなことではいかんと思います。新聞記事で、総務課は、工事を開始してからでないかと分からなかったことなので変更はやむを得ないという

ことですが、こんなことを新聞に載せてもらうこと自体が地方自治法第96条の違反だと言っているわけです。結果としてそうだったとしても、新聞報道で言うべきことではありません。ほんまに、恥ずかしい。だから、そういう点をきっちり襟を正してもらわないと。議会軽視も甚だしい、議会もどうなのか、舐められていると、私も電話をもらいました。そういう点では、重大なことだという認識を持ってもらってるかということなんです。我々もですけども、執行部側も、そういう認識が非常に弱いと思うんですが、どうですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、地中のコンクリート殻等がなぜ分からなかったのかにつきましては、ボーリング調査も行ったという経過はあります。しかしながら、全ての部分で詳細にわたってボーリングをしたわけではございませんで、今回この図に示す位置にコンクリート殻が埋まっていたということでございまして、その部分につきましては、今回の調査には当たらず、構造物があるのは分からなかったというようなことで、今回の状況に至っているところでございます。

また、軟弱地盤につきましても、全ての部分において地質調査等もできない状況でもありますので、サンプリングを取る中で、当初は軟弱地盤の改良の工法を取らせていただいていたところ、実際、もう少し地盤の地質が悪かったということで、こういった工法を取らせていただいていたところでございます。

それと、先ほど来申し上げておりますとおり、地方自治法に抵触するということは、先ほどの町長の答弁もありましたように、今後ガイドラインをつくっていくということも1つですし、以前からもそういった事例もあった中で、チェック機能が確立されていないというところにも問題がございまして、議会との調整もさせていただく中で、早急にチェック機能が働くシステムを構築したいと考えております。

したがいまして、議員の皆様にもご理解いただきまして、ご協力を賜れたらと、誠に厚かましいお願いではございますが、今後取組をさせていただきたいと考えておりますので、ご了解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回、請負契約の変更ということで4,000万円余りということであります。特に、今言われておりますように、コンクリート構造物が地中に存在とかいろいろ変更の内容の内訳の増減の理由を書きいただいておりますけれども、提案するのであれば写真も付けて、そして腐葉土ということでありましたら、枝・根が混入ということであ

りますので、何%の割合で混入していたとか細かく説明してもらって、写真も付けてもらって、業者の方と協議されている協議書も付けて説明していただいて、我々は提案を受けるといことが本筋ではないかと思いますが、その点については文書だけですのでどうなのか。

それから、議場の机・椅子の部分について、今度、請負契約の中に入っているわけでありませけれども、我々、当初、太子町に視察に行かせていただいたときには、一番良い備品をとということで、たしか職員の皆さんが努力されて、直接購入されていたと記憶しています。今回どうしてもこの工事請負契約の中に入れなくてはならないという理由がないのであれば、そうしたほうが町にとっても、中小企業の皆さんの仕事にもつながる部分もあるのではないかと思ったりするわけですが、その点についてはどうなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 資料をとということでございます。議案につきましては、私もできるだけそういった添付資料、参考資料を付けさせていただくというような立場で臨んでいるところでございます。また詳細につきましては、今回ですと特別委員会等もございませので、そういった場所で事前に説明できていなかったというところが私どもの反省する部分でございます。できるだけ資料を提供させていただきまして、本会議に臨んでいただくというように、それもシステムの1つとして構築できたというふうに考えております。

議場の家具につきましては、先ほど来申し上げたとおりでございまして、効率よくこの事業を進める上で一体的に進めていくことが重要になってくるということから、今回のような手法で変更契約をお願いしているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私は1点だけお伺いします。

先ほどから出てます議場家具工事なんですけれども、工事というのは、電気とか、映像とか、音響とか、工事としてそれは工事かなとは思うんですけれども、先ほどもありました机とかの家具は工事ではなくて、入札等で少しでも安く入るように、少しでもお金を軽減できるように、入札方式にすることは考えなかったのかどうか。この工事の中に一体にするというのがもう1つ分かりづらいんですけれども、先ほどから同じ答弁を課長はされておりますが、こういった家具は入札ということを考えておられなかったのか。工事とは別で考えるべきではなかったかと思うんですけど、その1点お願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） ただいまのご質問につきましては、当然、見積り等も徴取しまして、適正な価格というのを算出しながら設計に反映しておるところでございます。電気配線等もございますので、やはりそのあたりも一体的にシステム構築をしていくというようなこと、度々、同じ答弁で申し訳ございませんが、そういったことで今回の補正予算を計上させていただいたところがございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更の議案について、下記の点を指摘して反対討論を行います。

まず1点目は、今回の新庁舎事業は、地震から町民の安心安全を守るということが錦の御旗でありました。にもかかわらず、地震計、防災アンテナの基礎工事等を追加しなければならないというのはどうなのかということ。

それから、埋立資材としていた土砂に枝と根の混合があり使用できないこと。加えて、軟弱地盤改良工事等があります。いずれもこれらは設計段階で十分分かって設計するのが当たり前で、これは設計段階の手落ちと思われるので、当然、このことについては、設計業者が負担すべきものであるし、また負担しないのなら、この場に来てその手落ちをおわびすべきだと思います。

2つ目は、基礎下地盤改良の工法変更ですけれども、これも基礎工事のときに判明したものと推測されます。基礎工事はもう既に完成し、現在、上物がかなり進んでいる状態です。工法の変更を議会に報告せず、数か月放置していることとなります。これは、私も現場代理人をしたことがありますので、現実的には協議書を出してやってみないと分からない部分です。ただ、先ほどからも話がありましたように、そういう経過を議会なり、今回の場合ですと特別委員会があるわけですから、経過を報告する時間は相当あったと思います。それをしなかったというのは議会軽視であると思われる。

3つ目は、このような事態は、いわゆる設計監理委託先に追従して、町長をはじめ関係職員に町民の血税を使用した大事業であるという認識が欠けているように思われます。

この3つの点を指摘して私は反対といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 私、建設工事第1回変更契約について、賛成の立場から一言討論いたします。

提案されております10項目のうち、既に6項目については執行済みと報告を受けております。早いものでありますと基礎工事が始まる以前、4月頃からの事件だというふうに認識しております。これは、今まで放置しておくのは遺憾でありますし、一つ一つ提案して議決を求めるのが当然だと思っております。

しかしながら、執行部、町長、副町長共々深く反省しておられます。今後については一切こんなことがないようにシステムの構築をしていただき、スムーズな工事が行われるよう要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更についての反対討論を行います。

今回の補正については、議員の知らない間に新庁舎の変更工事が実施され、後からその追加経費の承認を議会に求めるものであります。なぜそのように工事を急がれるのか。もとより私たち議員は、この建設工事について専門知識を持っているわけではありません。工事の進捗について議員の理解がついていけないことは情けないことではありますが、ある意味では、当然のことです。議員は素人なのであります。そして、町民の素朴な疑問や意見を行政に反映させることが本来の役目だと思っております。そのような議員に十分な配慮をしてこそ執行機関、つまり町長に対する議会や町民の信頼が生まれるものであります。それに、現庁舎の跡地処理問題について何の議論もなされておられません。また、中央公民館についても、老朽化が進んでおり、本庁舎同様、耐震基準や電気系統の問題など改築の必要性に迫られています。現在の庁舎跡地がどうなるのか。中央公民館はどうするのか。現在のところ議題にされたことはありません。議員も町民も誰も知らない。太陽光発電施設の廃棄処理の問題にみられるように、新築工事だけやれやれどんと話を進めて、後は野となれ山となれというのは無責任だと言うべきです。現在のところ、議会でも役場庁舎の新築についてだけ焦点が当たっており、その前提となる町内の公共施設をどのように整備していくのか。大局的な観点に立った議論が十分に尽くされているとは言えない状況です。一旦立ち止

まって慎重に考えることも必要なのではないかと思います。その意味からも、議会審議を待たずして工事を先行させ、追認を求めるような性急な工事執行は法令に違反するものであり、絶対に認めるわけにはいきません。

これをもちまして反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案理由は、地盤の改良及び議会棟2階部分における部屋のレイアウト変更、議場家具工事の追加等による契約金を4,580万8,400円増額するものであります。この議案は、12月8日の議会開会日に提案説明がされ、12月15日に緊急に新庁舎建設特別委員会が開催され、追加の内容やその理由の説明を受けましたが納得できません。

その第1は、工事変更の内容です。地中障害コンクリート殻集積処分費と、軟弱地盤改良については、平成29年に新庁舎建設整備事業として地質調査を752万400円で実施しており、調査で分からなかったでは済まされません。また、補強が必要になったための説明もありましたが、防災広場であれば強度が必要なことは当然ではないのですか。設計者の責任ではありませんか。

2つ目は、基礎下地盤改良の工法の変更は、この変更は当初の予定から強度を勘案し、品質が安定する工法に変更するのが理由となっておりますが、庁舎の役割からも、なぜ当初から強度や品質が安定する工法でなかったのか。設計者の責任ではないのか。これでは無責任です。

3つ目は、腐葉土移動処分でも、枝や根が混入しており、盛土等に転用できないことが判明したためとしておりますが、竹林であったところの土の盛土台への転用は、専門家であればできないことは当然分かることです。設計者の責任ではありませんか。これでは本当に無責任です。また、この一連の工事の変更について、議決も得ないで行っていたことは、地方自治法第96条第1項第5号により、議決した契約の内容を変更するにも議会の議決を経なければならないとなっております、明らかにこの第96条第1項第5号に違反するものであります。提案理由でも、地方自治法違反の説明は何もありませんでした。地方自治法違反で議会軽視も甚だしい行為であります。町長や担当課が申し訳なかったと頭を下げて済む問題ではありません。町長の政治責任は重大です。町長は責任をどう取るつもりですか。町民に態度を明らかにすべきであります。ここには議会軽視とおごりがあるのではありませんか。議会

も住民代表の機関としてのその役割をしっかりと果たす責任もあります。

第2は、議会関係の工事の追加ですが、執務室、会議室等の机・椅子、議場の机・椅子など議場の家具類等は備品購入として当初予定しておりましたが、今回、議場に使用する机・椅子などを議場家具工事として2,539万円を追加することも含まれております。その理由は、電気、映像、音響に係る配線等で机・椅子等の配置の調整が必要なためとの説明です。議場は、多目的に使用するために、机や椅子は固定しないで移動式にするということになっております。机や椅子の位置が変わったりすることを前提としておきながら、なぜ工事費に加えるのですか。その結果、結果的に高くついて、予定額よりも1,739万円も増額になっております。町は一般競争入札で机や椅子など備品を購入するのが本来の方法です。価格も当然入札することによって下がるということも考えられます。わざわざ新庁舎建設工事に加え、請負業者を通じて納入することは、費用や経費を上乗せして請負業者に支払うこととなります。こんな不明瞭なことはあってはなりません。こんなやり方が行政の公正公平と言えるのですか。これではますます行政不信を拡大することにしかありません。職員も意欲を持って誇りをもって仕事をすることができません。

また併せて、申し上げておきたいことがあります。

追加工事について、12月10日の新聞に載りました。新庁舎整備事業に活用するふるさと納税で寄附を募っており、ふるさと納税で寄せた人には返礼品の代わりに、新庁舎の正面玄関付近の供用部分に寄附者の名前を掲げるとの内容でした。それを見た町民の方から、あれは何か、年金暮らしで毎日厳しい生活をしている者にも名前を掲げるから寄附をせよということか、税金を納めている上に、さらに寄附せよと呼びかけていることになるのではないかと、町長は何を考えているんだと厳しい指摘がありました。十分な検討もせず、新聞を通じて町民に呼びかけることは行き過ぎたやり方です。猛省を求めます。

この点を厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第104号を採決します。

議案第104号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、発委第7号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第44、発委第7号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の提案理由の説明を求めます。

北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） それでは、発委第7号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

先ほど可決されました議案第88号 京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを受けまして、令和3年4月1日からの本町の行政組織の一部改編による京丹波町課設置条例の一部改正に伴い、新旧対照表でお示しのとおり、京丹波町議会委員会条例第2条第1項第3号に規定する福祉厚生常任委員会の所管のうち、保健福祉課を福祉支援課、健康推進課に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由とさせていただきます。

ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより、発委第7号を採決いたします。

発委第7号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第45、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 坂本美智代